

自治会長ハンドブック

令和4年6月

発行：津市自治会連合会
津市

はじめに

自治会は、地域で互いに助け合い、生活豊かな住みよい地域社会を築くための、大きな役割を果たしています。

私たちが暮らしている地域のさまざまな問題は、自分たちの問題としてとらえ、自分たちで解決していくという共通の認識が大切です。

よく「遠くの親戚より近くの他人」といわれるように「いざ」というときには、お隣や近所の人たちが一番頼りになるものです。

一方、近年では、少子高齢化の増加、生活様式の変化や価値観の多様化などさまざまな要因により、連帯意識の希薄化による生活上の諸問題が発生するなど、あらためて「地域の人たちの心がかよいうまちづくり」の重要性が叫ばれています。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症による影響で、感染防止対策のひとつである多人数での集会やイベントなどが制限され、例外なく自治会活動においても、さまざまな制限の中で行われているのも現実です。

このような、大変厳しい社会環境ですが、心豊かな地域社会を形成していくためには、住民が互いに親睦や交流を深め、連帯感を強めていくことが何より大切であり、同じ地域の人たちが、仲良く助け合って暮らしていこうとする考えは、今も昔も変わっていません。

今、自治会に寄せられる期待は、区域内の環境整備や広報の配布をはじめ、防犯や防災に対する意識の高揚から、防犯パトロールや大規模災害に備えた自主防災組織の結成など、ますます大きくなってきています。

自治会によって、地域条件や活動内容はさまざまですが、ここでは標準的な自治会及び自治会長の活動のあり方について、日ごろから地域のリーダーとしてご活躍いただいております自治会長さんのもとより、自治会会員皆さまの活動の一助になればと、手引書としてこの自治会長ハンドブックを作成しました。

今後、このハンドブックを参考にいただき、より良い地域づくりのために、それぞれの自治会で創意工夫し、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

令和4年6月
津市自治会連合会
会長 小黒 敏克

目次

第1章 自治会の活動と運営

第1節 自治会とは	1
1 津市の自治会組織	2
2 自治会の主な活動	3
3 自治会の設立	4
4 自治会長の役割と交代等	5
第2節 自治会運営	
1 自治会の組織	6
2 総会	6
3 会計	9
4 事業計画、予算	9
5 事業報告、収支決算報告	12
6 会則（規約）	15
7 自治会活動保険への加入	18
8 自治会への加入促進	18
9 個人情報の取扱い	20
第3節 自治会の法人化（地縁による団体の認可）	
1 地縁による団体とは	23
2 制度の概要・目的	23
3 法人格の付与	23
4 認可の要件	23
5 認可申請の流れ	24
6 認可後の取扱い	25
7 不動産登記の特例	25
8 税金の取扱い	25

第2章 市との連携事業

支援制度一覧	27
--------	----

第1節 コミュニティ活動

1 自治会交付金	
----------	--

(1) 津市町自治会交付金	28
2 自治会活動に対する支援制度		
(1) 津市集会所建築等補助金	28
(2) 津市自治会掲示板設置補助金	30
(3) コミュニティ助成事業補助金	31

第2節 防災活動

1 災害対応	33
2 自主防災組織と災害の発生等		
(1) 自主防災組織の重要性	33
(2) 自主防災組織が行う主な活動	34
(3) 津市地域防災力強化推進補助金	35
(4) 津市避難所等建築物耐震診断事業補助金	36
(5) 災害が発生したら	37
(6) 自主防災組織に対する手引について	37
(7) 大規模断水時における応急給水について	37
3 避難行動要支援者名簿		
(1) 避難行動要支援者の要件	38
(2) 名簿への登載の確認と配布	38
(3) 避難行動要支援者避難支援のイメージ	39
4 防災（ブロック塀等）		
(1) 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金	40

第3節 環境活動

1 家庭ごみ		
(1) ごみ一時集積所の届出	41
(2) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金	42
(3) 不法投棄	44
(4) ごみ排出モラル啓発看板	44
(5) 犬・猫等小動物の死骸処理	44
2 市民清掃デー	45
3 リサイクル資源回収活動報奨金	45
4 空き家、空き地	45
5 生活環境に影響のある太陽光発電設備について	46

第4節 交通安全・防犯・防火活動

1 道路・公園		
---------	--	--

(1) 道路の占用許可	46
(2) 公園の占用許可・使用許可	47
(3) 公園の維持管理	47
(4) 緑化・美化運動	47
2 防犯灯		
(1) 集落内防犯灯	48
(2) 集落間防犯灯	48
(3) 津市防犯灯設置補助金	49
(4) 津市防犯カメラ設置補助金	50
3 防火		
(1) 防火・救急指導	51
(2) 消防水利	51
第5節 市に対する要望	52

第3章 市からの協力・依頼事項

第1節 建設・開発関係

1 道路等の境界確認	53
2 市有財産の売り払い等	53
3 開発許可	53
4 排水同意	54
5 道路工事完了後の再舗装	54

第2節 民生委員・児童委員

.....	54
-------	----

第3節 選挙・統計

1 選挙における投票立会人の選任依頼等	55
2 国勢調査及び各種統計調査に係る調査員の推薦	55

第4章 申請等の提出時期の一覧

.....	56
-------	----

参考資料

1 市関係課連絡先一覧	58
2 地域で利用できる主な公共施設		
(1) コミュニティ施設	63
(2) 公民館	64
3 関係団体（協力・依頼事項等）		
(1) 津市社会福祉協議会	66
三重県共同募金会（津市共同募金委員会）	67

(2) 日本赤十字社（日赤募金）	68
(3) 公益社団法人三重県緑化推進協会（「緑の募金」運動）	68
(4) 津市民生委員児童委員連合会	69
(5) 津市青少年育成市民会議	70
(6) 津市防犯協会	70
4 関係規則等		
(1) 津市自治会連合会規約	71
5 様式集		
(1) 自治会新設・分離・合併・名称変更届	74
(2) 町自治会長の異動届	75
(3) 町自治会交付金交付申請書	76
(4) 集会所建築等補助金交付申請に係る事前届	78
(5) 集会所建築等計画書	79
(6) 津市自治会掲示板設置補助金交付申請に係る事前届	80
(7) 掲示板利用計画書	81
(8) 市地域防災力強化推進補助金交付申請書	82
(9) 避難所等建築物耐震診断事業補助金交付申請書	84
(10) 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書	85
(11) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金交付申請書	87
(12) 津市防犯灯設置補助金交付申請書	89
(13) 津市防犯カメラ設置補助金交付申請書	91

第1章 自治会の活動と運営

第1節 自治会とは

自治会とは、縁あって一定の区域内に住む人たちが、仲よく助け合い暮らしていこうとする地域住民の協同の意志によって組織された任意の団体です。

住みよい地域社会を形成していくためには、住民一人ひとりが協同意識を持ち、連帯感を深め、地域のみんなで力を合わせて問題解決を図っていくことが必要です。

自治会が、趣味やスポーツ活動などの団体と異なるのは、一定の区域内に住む人たちが地震や火災をはじめ、日常生活の中で起きるさまざまな問題に対して、みんなで力を合わせて解決し、また、日頃から親睦や交流を通じて連帯感を培い、住みよい地域社会をつくろうという目的を持っていることです。

周りを見回してみると、ごみ一時集積所の管理、ごみ出しやペットマナーの遵守、防犯・防災への取組、交通安全対策、青少年の非行防止、道路や水路、公園などの環境整備といった、個人や家庭での解決が困難な事例がたくさんあります。

その解決に向け、住民に最も身近な組織である自治会に寄せられる期待はますます大きくなっていくものと思います。

隣近所とのお付き合いの範囲をもう少し広げ、気軽に自治会活動に参加できるような環境をつくることで、より良い地域社会の形成を目指し、自治会活動を活性化していきましょう。

1 津市の自治会組織

津市における自治会の組織は、次のとおりになっています。

組織の範囲	組織の名称	役割等
市全体	津市自治会連合会	津市全域にわたる自治会連合会で、自治会連合会各支部の代表者で組織されています。
旧の市町村単位	津市自治会連合会各支部	旧市町村単位で、地区自治会連合会の代表者により組織されています。 令和4年4月現在10支部 (うち1支部が休止)
概ね小学校区	地区自治会連合会	主に小学校区単位で、町自治会の代表者により組織されています。 令和4年4月現在63地区が活動。
地域	町(単位)自治会	地域に住んでいる人たちが、互いに親睦や交流を図ることにより連帯感を育む場として、また、生活上の諸問題や課題を解決する場として、自主的に組織し活動する任意の団体です。 令和4年4月現在1,015自治会が活動。

※ 津市自治会連合会規約は、巻末の参考資料(P71)に掲載しています

2 自治会の主な活動

自治会は住みよいまちづくりを目指して、以下のような活動に取り組んでいます。

自主防災活動

災害が発生したとき、互いに助け合えるよう自主防災組織を結成し、消火器などの設置や避難訓練・消火訓練などを行っています。

ごみ一時集積所の管理や環境美化

家庭ごみの一時集積所の設置や維持管理を行うとともに、道路や公園の清掃等、地域の環境美化活動に取り組んでいます。

広報紙の配布や回覧

自治会からのお知らせや、「広報つ」などを配布・回覧しています。また、ポスターなどを掲示するため、掲示板を設置しています。

防犯灯・防犯カメラの設置・維持管理

夜間、暗い路地などを安心して通行できるのは、防犯灯や防犯カメラがあるからです。地域内の防犯灯・防犯カメラは、自治会で設置し、維持管理をしています。

交通安全・防犯活動

悲惨な交通事故や犯罪を防止するため、住民への情報提供やパトロールなどを行い、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、交通安全設備（カーブミラーやガードレールなど）の設置要請もを行っています。

親睦行事の開催

会員の交流と親睦のため、盆踊りなど気軽に参加できるいろいろな地域の行事を行っています。

（例）盆踊り、夏まつり、運動会、秋まつり、文化祭

社会福祉活動

社会福祉協議会などと連携し、地域の社会福祉の向上や各種募金への協力などさまざまな福祉活動に努めています。

関係団体への協力

子ども会や老人会など、地域内の関係団体の活動へ協力や支援をしています。

その他の活動

自治会集会所の建築と維持管理、緑化の推進（花壇の整備や管理等）、公園の維持管理などを行っています。

3 自治会の設立

◆自治会の設立には、次の3つの場合があります。

- ① 新しく自治会を設立する場合
- ② 既存の自治会から分離して、自治会を設立する場合^{※1}
- ③ 既存の二つ以上の自治会が、合併して新たに自治会を設立する場合^{※1}

※1 既存の自治会を分離統合する場合は、地域の合意が必要です。

◆自治会を設立する場合の一般的な手順は次のとおりです。

① 設立準備会を設置し、設立までのスケジュールや手順の検討を行う。

② 自治会の区域^{※2}を決める。(他の自治会の区域と重複しないこと。)

③ 自治会設立に対する区域内の住民の意見を聞く。

④ 設立趣意書を作成、配布して自治会への加入申込みの受付を始める。

⑤ 会員名簿を作成する。

⑥ 会則(規約)の案を作成する。

⑦ 事業計画、予算書、役員、活動内容や運営方法の案を作成する。

⑧ 設立総会を開催する。議案(会則、事業計画や予算、役員の選出)などを審議、決定する。

⑨ 届出^{※3}を行う。

※2 設立後でも、区域に変更があった場合は地域連携課、または各総合支所地域連携課(生活課)までご連絡ください。

※3 届出用紙は、巻末の様式集(P74)に掲載しています。

4 自治会長の役割と交代等

(1) 自治会長の選出

- 自治会長は、推薦や選挙などで会員の中から選出します。
- 自治会長の任期は、原則2年以上とすることが望ましいです。

(2) 自治会長の役割

- 自治会長は、自治会の運営に当たり、主として以下の職務や役割があります。
 - ア 財務状況の適正化や、会則（規約）の整備などの管理的役割
 - イ 会員相互の親睦、交流のための地域行事の計画と実施
例) 盆踊りや夏まつり、運動会など
 - ウ 道路、下水・排水工事など、地域の生活環境整備に係る自治会内の意見調整
 - エ 地震等の災害に備えた自主防災への取組
 - オ 地域防犯に係る啓発や、防犯パトロールなどへの取組
 - カ 広報紙やチラシ類の配布、自治会だよりの作成などの広報活動
 - キ 自治会長交代の際、懸案事項など申し送り事項の引き継ぎ

(3) 自治会長の交代

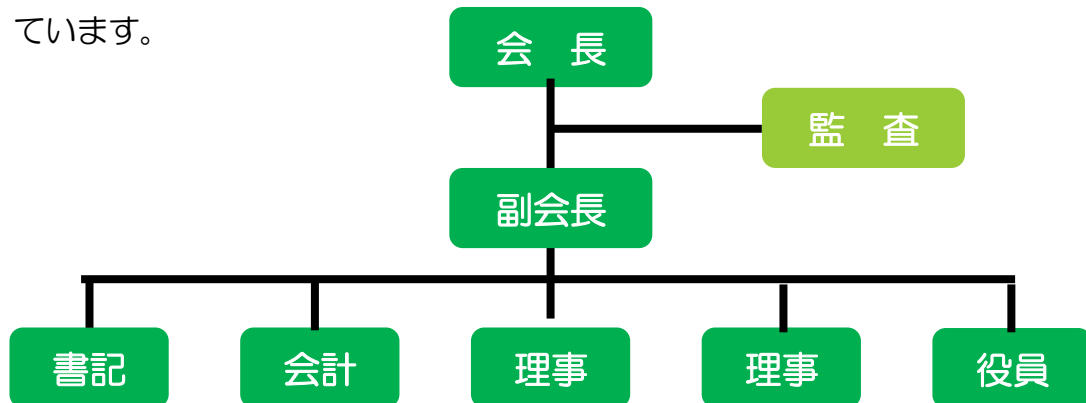
- 自治会長が、任期満了等により交代する場合は、町自治会長異動届[※]に必要事項を記入し、地区自治会連合会長に提出します。市への自治会長交代の連絡は、地区自治会連合会長が行います。
- 後任自治会長が、以後の自治会運営を滞りなく進められるよう、書類や懸案事項等の引き継ぎを行うことが必要です。
- 通常、引き継ぎの際の書類等として、次の事項が挙げられます。
 - ア 自治会の規約、印鑑
 - イ 会員名簿、区域図、会議の議事録等
 - ウ 財産目録、備品台帳、自治会掲示板や防犯灯などの位置図
 - エ 地区自治会連合会、地区社会福祉協議会などの会則及び名簿等
 - オ 自治会長ハンドブック
 - カ その他関係書類など

※ 自治会長異動届用紙は、巻末の様式集（P75）に一部掲載していますが、その他の様式は地域連携課、または各総合支所地域振興課（生活課）にお問い合わせください。

第2節 自治会運営

1 自治会の組織

自治会を円滑に運営する上で、会長をはじめとする役員は大きな役割を担っています。



役職名	役 割
会 長	代表者であり、責任者です。自治会のまとめ役として、全体を見渡しながらか、ほかの役員や住民が十分に力を発揮できるよう努めます。
副会長	会長を補佐し、会長が不在の場合などはその職務を代行します。会長との十分な連携が必要です。
書 記	会議の準備、連絡などの事務全般を受け持ちます。運営や活動に関する記録などを残しておく役割もあります。
会 計	現金の出納、備品の管理など、出納責任者としてお金の出し入れや物品に関する事務を行い、必要な書類を管理します。適正に処理することが、住民への信頼につながります。
監査（監事）	会計や資産の状況、事業の実施状況などの監査（チェック）を行います。自治会の目的に沿って適正に運営されているかどうかを確認するため、活動に対して中立的な立場で公正に判断できる人を選ぶことが望ましいです。

※ このほか、環境や防犯などの分野別の「専門部長」や、小地域代表の「班長」などを理事（役員）としている自治会もあります。地域の実情に合った役員構成とすることが望ましいです。

2 総会

(1) 総会とは

総会では、前年度の事業報告と決算、本年度の事業計画や予算、役員の選出

などについて議論、議決します。

住民の皆さんの自治会への関心と意識を高めるためにも、年に1度は総会を開催しましょう。総会は、会員が全員参加して行うことが望ましいのですが、会場の都合などにより、代議員制をとることもできます。

総会次第（例）

- 1 開会のことば
- 2 会長のあいさつ
- 3 定足数報告
- 4 議長・議事録署名人選出
- 5 議事
 - ①〇〇年度事業報告について
 - ②〇〇年度収支決算について
 - ③新役員の選任について（就任のあいさつを含む）
 - ④〇〇年度事業計画（案）について
 - ⑤〇〇年度収支予算（案）について
 - ⑥〇〇〇〇〇〇について（検討・課題など）
- 6 その他
- 7 閉会のことば

② 総会等の開催に当たって

自治会長は、自治会の代表者としての役割がありますが、自治会運営に当たっては、総会や役員会などの会議を開き、会員の意見や意向を把握することが大切です。

そこで、会議を円滑に進め意義ある場にするために、次のことに心がけましょう。

◆開催前の準備

- ・ 総会の開催に当たっては、開催通知で周知することが一般的です。
- ・ 開催通知には、会議の内容をわかりやすく書くとともに、会議の開始、終了予定時刻も書いておきましょう。

- 少なくとも、開催日の一週間ぐらい前には、もれなく通知しましょう。
- 会議の司会者（議長）と、事前に打ち合わせを行いましょう。

◆会議当日の準備

- 会議の内容によって、机やイスの配置を工夫してみましょう。
- 出席者が発言しやすい、和やかな雰囲気づくりを心がけましょう。

◆会議の進め方

- 会議の内容は、司会者（議長）の進行によって大きく左右されます。司会者（議長）は、議題の論点を明確にし、出席者の発言を適切に引き出すことが大切です。

なお、「司会者（議長）自身の意見」は、極力避けるよう心がけることも必要です。

- 会議は、できる限り出席者全員が発言し、みんなで協議して決めたという雰囲気づくりに努めましょう。
- 発言は、挙手などで司会者（議長）に機会を求めてから行いましょう。発言が無秩序になされると、論点がずれてしまうことや、場合によっては、感情的になり意見がまとまらなくなるおそれがあります。
- 会議は、十分な話し合いが必要です。強行採決や性急な結論を出さなければならぬような日程は避けましょう。
- 会議の時間は、長くても2時間以内で終わるように心がけましょう。
- 司会者（議長）は、最後に会議の協議結果を述べ、出席者に確認をとってから終了することを心がけましょう。
- 会議の議題や協議結果は、必ず議事録として記録しておきましょう。
- 議事録へ記載する内容は、一般的に次の事項が挙げられます。

ア 日時及び場所

イ 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

ウ 開催の目的、審議事項及びその結果

エ 議事の経過の概要及びその結果

オ 議事録署名人の選任に関する事項

3 会計

自治会の財源は、主に会員からの会費（町費）や市からの交付金などによって運営されています。

これらの財源の運用・管理を行うに当たっては、会計を正確かつ適正に処理するために自治会専用の口座や会計帳簿などを用意し、会計担当者を選任しておく必要があります。

また、定期的に予算の執行状況を把握しておくことも大切です。

会計年度終了後は、総会の開催までに預金通帳や会計帳簿など関係書類を揃え、監査（監事）による会計監査を受けておきましょう。

なお、関係書類は最低5年間は保存するようにしましょう。

総会では、収支決算を報告するとともに質疑応答を行い、決算の承認を得る必要があります。

※ 会計及び監査事務については、総務省の研究会が作成した「コミュニティ団体運営の手引き」を参考にしてください。

掲載 URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/community_governance/27329_3.html

4 事業計画、予算

自治会では、自分たちの地域を住みよいものとするため、地域の清掃活動、防犯灯の管理、回覧文書の配布、住民交流を図る祭りなど、それぞれの地域ごとにさまざまな活動をしています。

そのためには、「いつ」「何を行う」のかなど、計画をきちんと立てて信頼される運営を行い、充実した活動を行いましょう。

(1) 事業計画

事業計画は、自治会が1年間どのような活動を行うのか、その計画を示すもので、自治会員が共通の認識を持ち、計画的な自治会運営を行うための重要なものです。

(2) 予算書

予算書は、自治会の「収入」と事業計画に基づいた取組に必要な「支出」の計画書で、会員から頂いた大切なお金の使途を示すもので、事業計画がきっちり実行できるよう限られた予算の配分を検討しましょう。

次ページでは、事業計画書（P10）や収支予算書（P11）の作成例を紹介します。作成例を参考に、各自治会の実情に合わせて作成してください。

○事業計画書（例）

時 期	内 容
4月	1 会計監査 2 役員会（総会及び役員事務引継について） 3 定期総会 ××年度事業報告及び収支決算について 〇〇年度新役員の選出について 〇〇年度事業計画及び収支予算について
5月	日赤募金への協力
6月	1 役員会（親睦行事（夏祭り）について） 2 町内清掃の実施
7月	役員会
8月	1 夏祭りの実施 2 役員会（防災訓練、敬老会行事について）
9月	1 防災訓練の実施 2 敬老会行事の実施
10月	1 役員会（〇〇事業、△△行事について） 2 地区運動会への参加 3 赤い羽根共同募金への協力
11月	役員会
12月	役員会（年末年始のごみ収集、年末夜警について）
1月	役員会
2月	役員会
3月	役員会 〇〇年度事業報告及び収支決算について △△年度事業計画及び収支予算について 1年間の自治会運営を振り返って

※ 事業計画は、1年間の活動の指針となるものです。意義のある計画をつくりましょう。

役員会・部会等は必要に応じて開催を計画しましょう。

○収支予算書（例）

〇〇年度 予算書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比 較	摘 要
繰 越 金				
会 費				〇〇円×〇〇世帯分
交 付 金				町自治会交付金
補 助 金				〇〇事業補助金
寄 付 金				
委 託 料				公園管理委託料
雑 収 入				預金利息
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比 較	摘 要
会 議 費				
旅 費				
通信運搬費				郵送料他
備品購入費				
消 耗 品 費				事務用品、看板代他
印 刷 費				印刷代他
負 担 金				〇〇地区連合会費
慶 弔 費				
集会所運営費				光熱水費他
防 犯 費				防犯灯電気代他
団体育成費				子ども会、老人会
町 交 流 費				夏祭り、運動会他
環境衛生費				薬剤代他
基金積立				集会所改築基金
予 備 費				
合 計				

※ 本年度の執行に当たり各科目に不足を生じたときは、会長の承諾を得て流用することができる。

5 事業報告、収支決算報告

自治会が、「いつ」「何を」行ったか、会員にお金が「何に」「いくら」使われたのかを報告するため、事業や収入・支出をきちんと整理して、事業年度ごとに報告書を作成します。

事業をどのように実施し、目的は達成されたのか、収入を有効に活用でき、支出は適切であったかなど、監査を受けた内容も含め、活動結果を会員に説明することが大切です。

また、当該年度の事業計画と事業報告、予算と決算の内容を比較検討するなど、今後の活動や運営に活かしましょう。

(1) 事業報告

事業報告とは、自治会が1年間どのような活動を行ってきたのかを整理して報告することをいいます。その内容、結果を示したものを事業報告書といいます。

(2) 収支決算報告

収支決算報告とは、自治会が1年間にどのような収入や支出があったのか、決算内容を整理して報告することをいいます。その内容、結果を示したものを収支決算書といいます。

次ページでは、事業報告書（P13）や収支決算書（P14）の作成例を紹介し、作成例を参考に、細部は各自治会の実情に合わせて作成してください。

○事業報告書（例）

時 期	内 容
4月	3日 会計監査の実施 10日 役員会（総会及び役員事務引継について） 15日 定期総会 ××年度事業報告及び収支決算について ○○年度新役員の選出について ○○年度事業計画及び収支予算について
5月	日赤募金への協力
6月	1日 町内清掃の実施 10日 役員会（夏祭りの実施について ほか）
7月	10日 役員会（夏祭りの実施について）
8月	13日 夏祭りの実施 30日 役員会（防災訓練、敬老会行事について）
9月	10日 防災訓練の実施 16日 敬老会行事の実施
10月	1日 役員会（地区運動会への参加について） 10日 地区運動会への参加 赤い羽根共同募金への協力
11月	11日 役員会（次期役員の選任について ほか）
12月	22日 役員会（年末年始のごみ収集、年末夜警について ほか）
1月	12日 役員会（次年度の事業計画について ほか）
2月	10日 役員会（次年度の事業計画について ほか）
3月	20日 役員会 ○○年度事業報告及び収支決算について △△年度事業計画及び収支予算について 1年間の自治会運営を振り返って

○収支決算書（例）

○○年度 決算書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引額	摘 要
繰 越 金				
会 費				○○円×○○世帯分
交 付 金				町自治会交付金
補 助 金				○○事業補助金
寄 付 金				
委 託 料				公園管理委託料
雑 収 入				預金利息
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引額	摘 要
会 議 費				
旅 費				
通信運搬費				郵送料他
備品購入費				
消 耗 品 費				事務用品、看板代他
印 刷 費				印刷代、写真代
負 担 金				○○地区連合会費
慶 弔 費				
集会所運営費				光熱水費他
防 犯 費				防犯灯電気代他
団体育成費				子ども会、老人会
町 交 流 費				夏祭り、運動会他
環境衛生費				薬剤代等
基金積立				集会所改築基金
繰 越 金				
合 計				

上記の会計監査を行いましたところ、いずれも適正に処理されていたので、報告します。

○○年○○月○○日

監 査 ○ ○ ○ ○ 印
 監 査 ○ ○ ○ ○ 印

6 会則（規約）

会則（規約）は、自治会活動の基本となる取り決めです。

会則が無かったり、不備があったりすると、自治会の運営や活動が不明確になり、後々、支障をきたす元になりかねません。

皆さんの合意が得られ、また、自治会の実情に即した会則を作りましょう。

次に例示する会則は一般的なものです。それぞれの自治会の実情に合わせ、内容を修正して作成してください。

〇〇〇自治会会則（例）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇〇自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇〇〇に置く。

（区域）

第2条 本会の区域は、津市〇〇町〇〇番から〇〇番までの区域とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、前条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会への入会の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1）前条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）本人より第2項の規定に定める退会の届出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の福祉増進及び親睦を図り、明るい住みよい地域社会づくりを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦に関する事

（2）福祉増進に関する事

（3）教養と文化の向上に関する事

（4）環境美化活動に関する事

- (5) 防犯、防災、防火に関する事
- (6) 回覧板の回付等、広報に関する事
- (7) その他、本会の発展に必要な事項に関する事

2 前項の事業を行うため、必要と認める場合は部会を置くことができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 理事(幹事) 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) 監査(監事) 〇人
- (6) 部会長 〇人
- (7) 班長(組長) 〇人

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監査(監事)は、総会において、会員の中から選任する。

2 部会長は、会員の中から、会長が委嘱する。

3 班長(組長)は、各班の会員の中から、互選により選出する。

4 監査(監事)は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事(幹事)は、会長の指示を受け、会務を処理する。

4 会計は、会長の指示を受け、出納全般をつかさどり、定期総会において収支決算を報告する。

5 監査は、本会の会計事務を監査し、その結果を定期総会において報告する。

6 部会長は、担当部門の事業を運営する。

7 班長(組長)は、班(組)を代表して本会の運営に参加し、通知事項を班員(組員)に伝達する。

(任期)

第9条 役員任期は、〇年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (総会)

第 11 条 総会は、最高議決機関であって、年 1 回、前年度会計終了後速やかに会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

2 会長が必要と認めたとき又は会員の 3 分の 1 以上の要請があったときは臨時総会を招集することができる。

3 総会は会員の〇分の〇以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。ただし、委任状又は書面表決書を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

4 会長は、災害等緊急の必要により総会を開催することができないとき、その他必要と認めるときは、役員会の承認を得て、書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(総会の議長)

第 12 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、本会の執行機関であって、本会の具体的な運営方針を決定し実施するため、以下の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、1 世帯につき月額〇〇円とし、毎月末までに班長が集金の上、会計に納入する。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

7 自治会活動保険への加入

各自治会において、スポーツ大会、夏祭りなどの親睦行事や側溝清掃、草刈などの美化活動を実施していますが、こうした活動の際、ケガなどの事故発生に対する備えとして、傷害保険への加入をお勧めします。

保険会社により詳細は異なりますが、自治会活動保険、スポーツ保険、レクリエーション保険などがありますので、加入をお考えの場合は、近くの保険代理店へご相談ください。

8 自治会への加入促進

自治会への加入を強制することはできませんが、協同意識を高め、自治会活動を円滑に行うためにも、自治会の役割をできるだけ多くの人に理解してもらい、区域内の全世帯が自治会に加入することが望まれます。

地域住民が自治会に加入することで、地域とのつながりが増え、「いざ」というときに助け合える関係が築けたり、さまざまな暮らしに関わる重要な情報が手に入るなどのメリットがあります。一方で、自治会にとってもよりよい地域の環境づくりが進み、ひいては地域の課題がスムーズに解決できたりします。

また、アパートに居住している世帯の加入に関しては、家主や管理を委託された不動産業者と相談し、まとめて加入してもらおうのも1つの方法です。

次ページに加入促進チラシ「自治会に加入して、みんなが住みよいまちづくりを！」を掲載しています。（多言語に翻訳したチラシは津市ホームページに掲載しています。）チラシをご希望の際は、津市自治会連合会各支部事務局（地域連携課、または総合支所地域振興課（生活課））へお問い合わせください。

加入促進の際は、以下のことに気を付けてみましょう。

○ 加入しやすい雰囲気を作る

未加入者に、近隣の住民が笑顔であいさつするなど、自治会に加入しやすい雰囲気を作りましょう。

○ 自治会の情報を配布する

加入の案内を配布するときには、総会資料や規約、自治会広報紙など、自治会の情報がわかるものを一緒に持参するなど、自治会の役割や活動内容を未加入者に理解してもらえるようにしましょう。

○ 行事への参加を呼びかける

自治会の今後の行事予定を案内し、未加入世帯へも参加を勧めましょう。実際に行事に参加し内容を知ってもらうことで、加入のきっかけになります。

自治会に加入して、みんなが住みよいまちづくりを！

未加入のみなさん

日常生活を送る上で、ごみ問題や道路・水路などの環境整備、交通安全・防犯対策といった、ひとりだけでは解決できないさまざまな問題があります。

とりわけ、地震等の大規模災害に対する取組は、地域住民一人ひとりが連帯感を深め、互いに助け合おうとする気持ちが必要です。

自治会では、互いに助け合い、ふれあいの輪を広げて、こうした地域の諸問題をみんなで解決しようとするさまざまな活動に取り組んでいます。

あなたも自治会へ加入し、さまざまな活動を通じて、住みよいまちづくりに参加してみませんか。

自治会とは

自治会は、縁あって一定の地域に住む人たちが、仲良く助け合って暮らしていこうとする地域住民の協同の意志によって組織された団体です。

津市では、多くの世帯が自治会に加入し、自主的なまちづくりに取り組んでいます。

自治会の運営は、会員の会費と市からの交付金等によって自主的に行われています。

自治会への加入

自治会に加入される方は、お住まいの地域の町自治会長に申し出てください。



あなたのお住まいの自治会は、
_____自治会です。
是非、ご加入ください。

問い合わせの自治会連絡先

氏名：

住所：

電話：

9 個人情報の取扱い

住民の情報を集めたり、名簿を作成することは、自治会が活動する上で重要な作業です。しかし、これらは「個人情報」なので、取扱いを誤ると作成した名簿が悪用されるなど、住民の権利や利益を侵害することになりかねません。

このことから、次の点について十分な注意が必要となります。

◆個人情報の種類

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいいます。

氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には、個人情報となります。

◆自治会名簿の作成・管理するときのポイント

ルール作り	名簿の利用目的や名簿に記載する個人情報の内容、同意の取り方、管理方法についてあらかじめ取扱いルールを決めておくことが重要です。 (次ページに取扱いを例示しますので、それぞれの自治会の実情に合わせ、内容を修正して作成してください)
利用目的	「会費の徴収」「規約に定めた事業の実施」など、利用の目的を特定する必要があります。
本人の同意	名簿に記載する前に必ず本人の同意を得ることが必要です。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、名簿を第三者に提供してはいけません。
管理方法	名簿は、盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。

◆自治会と個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、平成29年5月30日の施行以後は、以下のとおり個人情報の取扱いが厳格化されました。

改正前までは、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業所については個人情報保護法の対象外とされてきましたが、改正後は、人数の制限が取り除かれ、個人情報を取り扱うすべての事業所が対象となりました。この事業所には自治会等の任意団体も含まれるものとされていることから、自治会で持っている会員名簿等の個人情報については、慎重に取り扱う必要があります。

〇〇〇自治会 個人情報取扱基準(例)

(目的)

第1条 この取扱基準は、〇〇〇自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は回覧等により少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、〇〇〇自治会規約第〇条の目的を達成するために必要な範囲において、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員(家族、同居人を含む)から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、援護の要否、緊急連絡先、その他の項目で会員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員名簿、自治会区域図の作成
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧板の回付・広報物等の配布
- (4) 会員相互の福祉増進及び親睦活動
- (5) 防犯、防災の活動
- (6) 災害等緊急時における支援活動
- (7) その他総会で議決された事業またはこれらに付随する活動

(提供)

第6条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 津市又はこれらに準じる公共目的の団体が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(管理)

第7条 取得した個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理・保管するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 個人情報を利用する者及び管理する者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不要な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(訂正、利用等の停止)

第9条 本会は、保有する個人情報について訂正等の申出があった場合においては、速やかに情報の訂正等を行うものとする。

2 本会は、保有する個人情報の利用または第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められる場合は、保有する個人情報の利用又は提供の停止を行うものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第10条 本会は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

附 則

この基準は、〇〇年〇月〇日から施行する。

第3節 自治会の法人化(地縁による団体の認可)

1 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とされており、一定の区域に住所を有するという「つながり(地縁)」によって組織された団体(自治会)です。

2 制度の概要・目的

従来、自治会や町内会等は、法律上「権利能力なき社団」として位置づけられてきました。こうした団体は、当該団体名義での契約や不動産登記等の手続きができないことから、会長や役員の名義で手続きが行われてきました。

しかし、個人名義による手続きでは、代表者が代わるたびに手続きをやり直す必要が生じるため、自治会が法人としての権利能力を取得し、団体名義での契約や不動産登記等ができるように設けられた制度です。

※ 令和3年11月26日の法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために市区町村長の認可を受けることが可能になりました。

3 法人格の付与

所定の手続きを経て市長の認可を受ければ、法人格を得ることとなり、改めて法務局で法人登記をする必要はありません。

4 認可の要件

1	地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
3	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数(過半数)の者が現に構成員となっていること。
4	規約を定めていること。この規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。

5 認可申請の流れ

<p>地 縁 に よ る 団 体 の 手 続</p>	<p>総会の議決</p> <p>認可申請書類の作成</p> <p>認可申請書類の提出</p>	<p>総会の議決事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可を申請する旨の決定 2 認可要件に合致する規約の決定・変更 3 構成員の確定 4 代表者の決定 5 不動産等の資産の確定 <p>規約に規定すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 名称 3 区域 4 主たる事務所の所在地 5 構成員の資格に関する事項 6 代表者に関する事項 7 会議に関する事項 8 資産に関する事項 <p>認可申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可申請書 2 規約 3 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 4 構成員の名簿 5 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 6 申請者が代表者であることを証する書類 7 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について 8 代理人の有無について <p>代表者が市長に提出する</p>
<p>市 の 手 続</p>	<p>認可申請書類の審査</p> <p>認可</p> <p>告示</p> <p>地縁団体台帳作成</p>	<p>認可要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること 2 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること 3 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること 4 規約を定めていること <p>地縁による団体の代表者に通知する</p> <p>告示事項・地縁団体台帳記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 2 規約に定める目的 3 区域 4 主たる事務所 5 代表者の氏名及び住所 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合はその氏名及び住所） 7 代理人の有無（代理人がある場合はその氏名及び住所） 8 規約に解散の事由を定めるときはその事由 9 許可年月日
<p>地 よ る 団 体</p>	<p>証明書の交付請求</p>	<p>市長に請求する</p>
<p>市</p>	<p>証明書の交付</p>	<p>地縁団体台帳の写しを交付する</p>

6 認可後の取扱い

ア 団体の名称、規約、区域、主たる事務所の所在地、代表者などについて変更（代表者の再任を含む）が生じたときは、所定の書類により市へ届け出る必要があります。

また、団体の名称、主たる事務所の所在地に変更が生じた場合は、不動産登記も変更の必要がありますので、地域連携課、または各総合支所地域振興課（生活課）にて認可地縁団体台帳の写しの交付を受け、法務局にて手続きを行ってください。

イ 認可された地縁による団体は、法人格を取得したことにより、その目的の範囲内で権利能力を有することになりますが、住民の意思に基づく任意団体としての性格等は変わりありません。

ウ 構成員（会員）は、その区域に住所を有する個人であれば構成員の資格があり、年齢や国籍等による条件は付けられません。

つまり、本人が希望すれば、子どもや外国人であるという理由で入会を拒むことはできません。

7 不動産登記の特例

地方自治法第260条の38に規定する認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例が平成27年4月1日より施行されました。認可地縁団体制度（法人格を取得した地縁団体が不動産登記の登記名義人となることができる制度）により、地縁団体が従前から保有する不動産について移転登記しようとしたとき、相続人全員をたどれない場合に、要件を満たせばこの特例制度が利用できます。

（問い合わせ先：地域連携課、または各総合支所地域振興課（生活課））

8 税金の取扱い

認可地縁団体は法人住民税等の納税義務者となり、法人の設立届や税の申告・納付が必要となります。なお、法人税法で規定される収益事業を行っていない場合は、減免制度が受けられる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

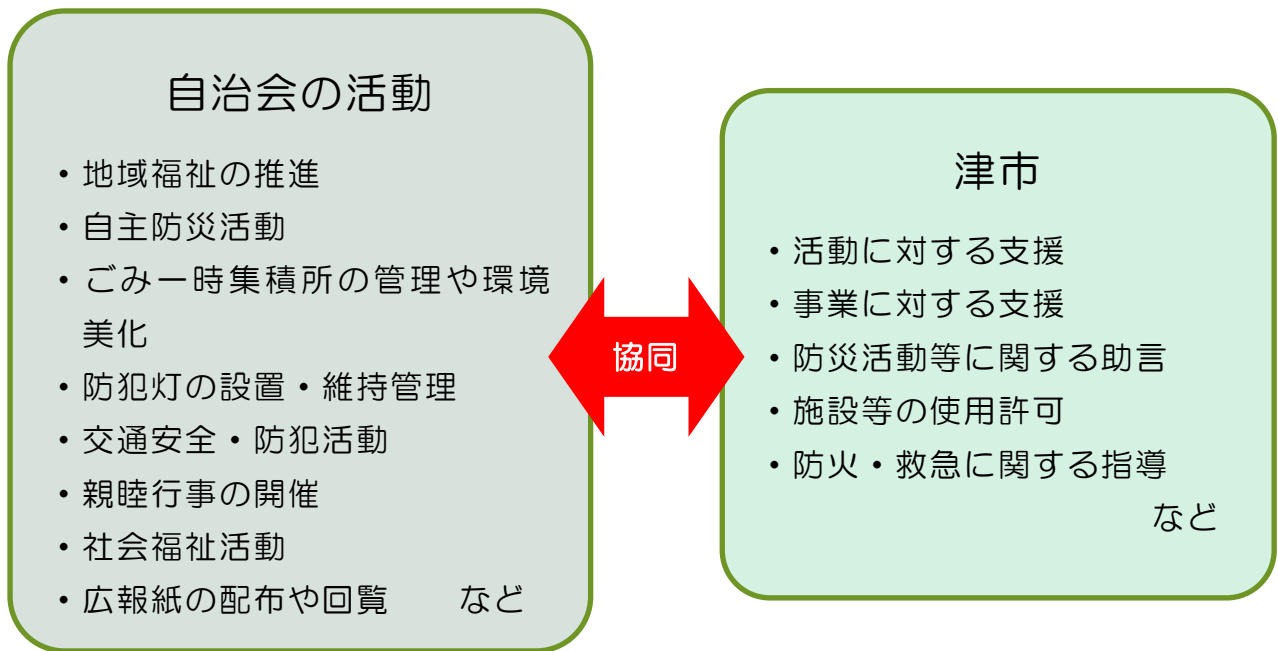
また、認可を受けていない自治会についても、法人税法で規定される収益事業を行う場合は、法人税や法人住民税の納税義務者となります。収益事業に該当するかご不明な場合は、津税務署へお問い合わせください。

（問い合わせ先：法人税・収益事業について 津税務署 電話：228-3131
法人県民税・法人事業税の届出について 三重県津総合県税事務所 電話：223-5025
法人市民税の届出について 市民税課 電話：229-3129）

第2章 市との連携事業

市と自治会は、地域づくりを進める上での重要な協同のパートナーです。

このことから、自治会がその目的を達成するための事業を行う上での支援や援助を受けるため、市との連携は欠かせないものであることから、以下に津市の支援や援助の内容について記載します。



◆支援制度一覧

ページ	名 称	担 当 課
P28	津市町自治会交付金	地域連携課 各総合支所地域振興課（生活課）
P28	津市集会所建築等補助金	地域連携課 各総合支所地域振興課（生活課）
P30	津市自治会掲示板設置補助金	地域連携課 各総合支所地域振興課（生活課）
P31	コミュニティ助成事業補助金	地域連携課
P35	津市地域防災力強化推進補助金	防災室 各総合支所地域振興課
P36	津市避難所等建築物耐震診断事業補助金	建築指導課
P40	津市ブロック塀等撤去改修事業補助金	建築指導課
P42	津市ごみ一時集積所設置等事業補助金	環境事業課 各総合支所地域振興課
P49	津市防犯灯設置補助金	市民交流課 各総合支所地域振興課（生活課）
P50	津市防犯カメラ設置補助金	市民交流課 各総合支所地域振興課（生活課）

第1節 コミュニティ活動

1 自治会交付金

(1) 津市町自治会交付金

町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、地域行事の実施に係る費用や広報配布等町自治会活動に要する経費を対象に市から交付されます。

項目	内容
交付内容	【町自治会活動事業】 〔230円×加入世帯数 ^{※1} + 15,000円〕 【広報配布等協力事業】 〔1,080円×広報配布対象件数 ^{※2} 〕 ※1 4月1日現在の加入世帯数 ※2 4月1日現在において配布の対象となる世帯数及び事業所数
補助対象経費	【町自治会活動事業】 ・町自治会の運営及び管理に関する事業 ・住民相互の連携に関する事業 ・自治会活動等の推進に関する事業 ・その他住民生活の向上又は地域の発展のために、市長が必要と認める事業 【広報配布等協力事業】 ・市が発行する広報紙その他行政資料等の配布に関する事業 ・行政施策実施の協力に関する事業
申請書類	・町自治会交付金交付申請書 ・自治会活動等の実施計画概要及び収支予算書
申請時期	当該年度の5月中旬まで ※手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。
問い合わせ先	津地域：地域連携課 ☎059-229-3110 津地域以外の地域：各総合支所地域振興課（生活課）☎P58 参照
HPでの様式のダウンロード	市トップページから「暮らし」→「自治会・市民活動」→「自治会について」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007601/index.html

※ 交付金の申請用紙は、巻末の様式集（P76）に掲載しています。

2 自治会活動に対する支援制度

(1) 津市集会所建築等補助金

自治会の活動推進のため、活動の場となる集会所の建築や修繕を行う場合、建築や修繕に対する必要な経費の一部を補助する制度です。

項目	内容																				
補助内容及び 補助対象経費	<p>補助金額は補助対象額から10万円を控除し、2分の1を乗じて得た額とし、新築、取得、増築の場合は1,000万円を上限。改装、修繕の場合は100万円が上限です。(千円未満切り捨て。)補助を受けた後、次回申請までに必要な年数は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="512 427 1299 707"> <thead> <tr> <th>建築等の区分</th> <th>前回の建築等の区分</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新築又は取得</td> <td>新築又は取得</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>改装又は修繕</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増築</td> <td>新築、取得又は増築</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>改装又は修繕</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改装又は修繕</td> <td>新築又は取得(新築後の経過年数が10年未満の物件を取得した場合)</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>取得(新築後の経過年数が10年以上の物件を取得した場合)、増築、改装又は修繕</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 補助の対象となる費用は、集会所の新築、増築、取得、改装、修繕に係る費用とし、次に掲げるものは、補助の対象に含まれませんのでご注意ください。</p> <p>ア 用地の取得及び造成(外構工事を含む)に要する経費</p> <p>イ 既設建築物の撤去に要する経費</p> <p>ウ 門扉、塀、植栽、物置等集会所の建物本体以外の部分に要する経費</p> <p>エ 机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費</p> <p>オ 畳、カーテン、冷暖房設備等建物本体の工事を伴わない附属物のみを対象とする購入又は修繕に要する経費</p> <p>カ 不動産の登記に要する経費</p>	建築等の区分	前回の建築等の区分	年数	新築又は取得	新築又は取得	20年	増築	10年	改装又は修繕	5年	増築	新築、取得又は増築	10年	改装又は修繕	5年	改装又は修繕	新築又は取得(新築後の経過年数が10年未満の物件を取得した場合)	10年	取得(新築後の経過年数が10年以上の物件を取得した場合)、増築、改装又は修繕	5年
建築等の区分	前回の建築等の区分	年数																			
新築又は取得	新築又は取得	20年																			
	増築	10年																			
	改装又は修繕	5年																			
増築	新築、取得又は増築	10年																			
	改装又は修繕	5年																			
改装又は修繕	新築又は取得(新築後の経過年数が10年未満の物件を取得した場合)	10年																			
	取得(新築後の経過年数が10年以上の物件を取得した場合)、増築、改装又は修繕	5年																			
申請書類	<p>【事前届(工事予定時期の前年度の8月末まで)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津市集会所建築等補助金交付申請に係る事前届 集会所建築等計画書 <p>(添付書類)集会所の写真、位置図、設計図(平面図、立面図など)、見積書</p>																				
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> 届出の前に、事前に下記の問い合わせ先にご相談ください。 事前届を提出し、翌年度予算として議決された場合、翌年度の4月に交付申請書等の書類が市役所から送られてきますので、案内に従って申請して下さい。 交付決定前に工事着手・契約したものは補助対象外となります。 																				
申請時期	<p>事前届は、工事予定時期の前年度の8月末まで <u>交付申請は、工事の着工までに手続きの必要があります。</u></p> <p>※ 手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。</p>																				
問い合わせ先	<p>津地域：地域連携課 ☎059-229-3110</p> <p>津地域以外の地域：各総合支所地域振興課(生活課) ☎P58参照</p>																				

※ 補助金の事前届用紙は、巻末の様式集(P78)に掲載しています。

(2) 津市自治会掲示板設置補助金

自治会の地域におけるコミュニティ活動を促進するため、掲示板の設置に要する経費の一部を補助する制度です。

項目	内容
補助内容	補助金額は1基あたり、対象経費に2分の1を乗じて得た額で、65,000円を上限とします。(100円未満切り捨て)
補助対象経費	掲示板の設置に係る経費が対象となります。 維持管理、修繕、撤去及び処分に係る経費は対象外です。
申請書類	【事前届（工事予定時期の前年度の8月末まで）】 <ul style="list-style-type: none"> ・津市自治会掲示板設置補助金交付申請に係る事前届 ・掲示板利用計画書 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板の設置位置図及び写真 ・掲示板の仕様書（カタログの写し等） ・掲示板の見積書
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の前に、事前に下記の問い合わせ先窓口にご相談ください。 ・事前届を提出し、翌年度予算として議決された場合、翌年度の4月に交付申請書等の書類が市役所から送られてきますので、案内に従って申請して下さい。 ・交付決定前に工事着手・契約したものは補助対象外となります。
申請時期	事前届は、工事予定時期の前年度の8月末まで <u>交付申請は、工事の着工までに手続きの必要があります。</u> ※ <u>手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。</u>
問い合わせ先	津地域：地域連携課 ☎059-229-3110 津地域以外の地域：各総合支所地域振興課（生活課）☎P58参照

※ 補助金の事前届用紙は、巻末の様式集（P80）に掲載しています。

(3) コミュニティ助成事業補助金

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や活力ある地域づくり等に対して、助成する制度です。

※ 採択件数には限りがあるため、採択の可能性は非常に低くなっています。

項目	内 容			
助成内容	<p>助成事業のうち自治会が対象となる事業の内容は、以下のとおりです。ただし、次の①から④の要件を満たすものが対象となります。</p> <p>①宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの ②国の補助金及び地方債を充当していないもの ③助成された年度中に完了するもの ④原則として、短期間に消費もしくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの</p>			
	助成事業の種類	助成対象	助成金額	相談窓口
	一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備	100万円から250万円まで	津地域： 地域連携課 津地域以外の地域： 各総合支所 地域振興課 (生活課)
	コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。	
	地域防災組織育成事業のうち自主防災組織育成助成事業	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備	30万円から200万円まで	防災室
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業	30万円から100万円まで	生涯学習課	

<p>その他注 意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 助成希望年度の前年度の7月末までにご相談ください。 • 採択された場合は、助成に係る交付申請書等の書類が市役所から送られてきますので、案内に従って申請して下さい。 • 交付申請を行った後でも、交付決定前の事業の実施は認められませんので、交付決定通知書が届いてから事業を実施して下さい。 <p>※ 助成事業としての採択の決定は、一般財団法人自治総合センターが行うものであり、事業内容が助成要件に合致していても、必ずしも助成を受けられるものではありませんので、ご了承下さい。</p>
<p>申請書類</p>	<p>事業の概要をお聞きした上で、申請に必要な書類をご案内します。</p>
<p>申請時期</p>	<p>9月頃 ※一般財団法人自治総合センターの助成制度のため、変更となる場合があります。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域連携課</p>
<p>HPでの様式のダウンロード</p>	<p>電子メールによる送付など、個別に対応します。</p>

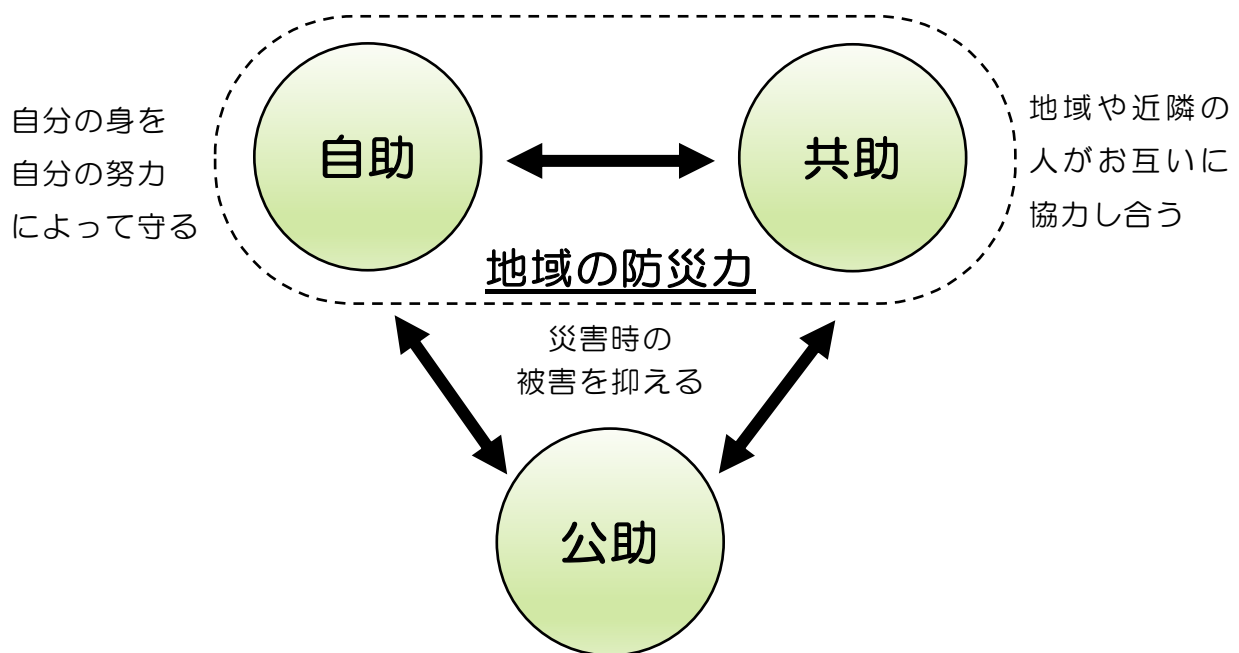
第2節 防災活動

1 災害対応

災害はいつ発生するかわかりません。災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、家庭や自治会での日頃の備えが欠かせません。

「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識をもって、地域の防災活動に取り組むことが大切です。

そのため、市では自主防災組織の活発な活動の呼びかけを行っています。



国、都道府県、市町村等の行政、
消防機関による救助・救援等

2 自主防災組織と災害の発生等

(1) 自主防災組織の重要性

阪神・淡路大震災以降、地震などが発生した際、隣近所の人たちや自治会でお互いに協力し助け合うことで、たくさんの被災者の生命や財産が守られました。

普段から地域ぐるみで消火訓練や避難訓練を行ったり、応急手当の講習を受講することで、災害発生初期の防災活動を迅速かつ効果的に行うことができます。

(2) 自主防災組織が行う主な活動

○平常時には・・・

- ア 防災訓練や学習会の開催（参加）による災害時の技能・行動の習得
- イ 防災マップやマニュアル、チラシの作成や配布による啓発・広報活動
- ウ 安全な避難経路や避難場所の確認
- エ 高齢者や体の不自由な方など避難行動要支援者の把握^{※1}
- オ 地元企業や各種団体との協力体制の確立
- カ 救助活動に必要な資機材や食料品などの確保と維持管理
- キ 避難所施設、資機材などの確認や実践的な訓練の実施等避難所運営体制づくり^{※2}

※1 市では、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが難しい方）の登録基準に基づき、自治会や自主防災組織等に対して「避難行動要支援者名簿」の提供を行っています。

※2 避難所の開設は、原則として市が防災計画に基づき開設しますが、市が開設できない場合などは自治会（住民）自ら避難所を開設する必要があります。また避難所の開設後は、市職員とともに避難所の運営の中心を担っていただく必要があることから、平時からの避難所運営体制づくりが重要となります。

○災害発生時には・・・

- ア 避難者の誘導や避難行動要支援者の避難支援
- イ 負傷者の救出や救護
- ウ 地域内の被災状況の収集や伝達
- エ 初期消火活動や出火防止策の実施
- オ 津市災害対策本部との協力・連携
- カ 避難所にいる避難者の把握など避難所の運営

(3) 津市地域防災力強化推進補助金

防災資機材等の整備（購入・修繕等）及び防災活動に要する費用の一部を補助する制度です。

項目	内容
補助内容	<p>防災資機材等の整備（購入・修繕等）及び防災活動（訓練・避難計画等の作成）に要する費用の2分の1の額（100円未満切り捨て）で、その額が10万円を超えるときは、10万円※^{1、2}が限度となります。</p> <p>※1 400世帯以上ある自治会において備蓄食料品及び備蓄飲料水の購入に要した費用の割合が補助対象経費の10分の8以上の場合にあっては、12万円を限度とします。</p> <p>※2 市の予算の範囲内での交付となるので、状況によっては支給されないこともあります。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡、救出救護、初期消火、避難・誘導、給食給水の用に供する防災資機材等の購入費 ・避難地図、防災マニュアル作成又は更新に係る経費 ・防災学習会、訓練に使用する教材及び教具の購入費や講師への謝礼など
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の写し（購入等の内容がわかるもの） ・位置図 ・設置等に必要な許可書の写し（ある場合）
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請は、地区自主防災協議会、自主防災会、自主防災会を組織する自治会のいずれかに年1回限りとし、重複して申請できないものとなっています。（共同申請の場合も同様に、共同申請したすべての団体は重複して申請できません。） ・交付決定前に防災資機材等の整備等を行った場合、補助対象外となります。
申請時期	<p>事業実施年度の6月末まで</p> <p>※手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。</p>
問い合わせ先	<p>津地域：防災室 ☎059-229-3104</p> <p>津地域以外の地域：各総合支所地域振興課 ☎ P58 参照</p>
HPでの様式のダウンロード	<p>市トップページから「津市防災サイト（津市防災ホームページ）」→「防災の取組」→「補助・助成・啓発事業」→「津市地域防災力強化推進補助金」</p> <p>https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489390750454/index.html</p>

※ 補助金の申請用紙は、巻末の様式集（P82）に掲載しています。

(4) 津市避難所等建築物耐震診断事業補助金

避難所等の建築物の耐震性を確認するための耐震診断に要した費用の一部を補助する制度です。

項目	内容
補助内容	耐震診断（国土交通省住宅局建築指導課監修の耐震診断基準、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等に基づく耐震性の評価）に要した費用の3分の2の額（上限3万円）
対象建築物	次のすべてに当てはまる建築物です。 1 木造の建築物であること 2 津市の区域内にある昭和56年5月31日以前に建築（着工）された民間の建築物であること 3 避難所等の施設として利用される建築物（地区で避難所として指定している集会所等）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（添付書類） ・耐震診断に要する経費の見積書等の写し ・建築年が確認できる書類の写し ・地域で避難所として指定している集会所の場合、避難所として指定している旨の記載された書類
その他注意点	交付決定前に診断業務着手・契約を行った場合は補助対象外となります。
申請時期	【随時受付】 ※手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。
問い合わせ先	建築指導課 ☎059-229-3187
HPでの様式のダウンロード	市トップページから「暮らし」→「住宅」→「戸建住宅」→「津市木造住宅耐震化事業」→「避難所等建築物耐震診断事業」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000009275/index.html

※ 補助金の申請書は、巻末の様式集（P84）に掲載しています。

(5) 災害が発生したら

災害が発生した場合、市では災害対策本部を設置し、被災者に対する救助活動等を行うために被災状況を調査します。地区を担当する調査員が自治会長に連絡を取り、次のような調査が行なわれます。

速やかな救助活動や復旧作業のため、支障のない範囲で協力をお願いします。

- ア 住宅の床上・床下浸水件数（〇戸、〇世帯、〇人）
- イ 住家の全・半壊件数（〇戸、〇世帯、〇人）
- ウ 死傷者数（〇人）
- エ その他

また、水害の場合、被害の状況に応じて防疫薬剤等の被災世帯への配布があります。

なお、浸水した住家でくみ取り便所（浄化槽は除く）を使用している世帯には、「津市災害し尿くみ取り無料券」が交付されます。

(6) 自主防災組織に対する手引について

地域防災のリーダーとなる自主防災会長や自治会長をはじめ、役員の方たちが、「自分たちのまちは自分たちで守る」との理念のもと、防災活動の手引として活用できるよう「自主防災会の手引」が作成されていますので、活用される場合は、津市ホームページをご覧ください。か担当部署へ相談してください。

（問い合わせ先：防災室又は
各総合支所地域振興課）

(7) 大規模断水時における応急給水について

災害時等の大規模断水時には、応急給水拠点強化の取り組みとして、身近な避難場所である各小学校（一部を除く）を含む 49 箇所の受水槽についている蛇口から、直接市民の手で水が利用できます。

受水槽の鍵の開閉は、避難所要員及び学校施設管理者が対応し、受水槽に水の補給が必要な場合は、上下水道事業局が対応しますので、避難所要員及び学校施設管理者に直接連絡してください。

3 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者の要件

東日本大震災などにおいて、障がい者や高齢者の死者数の割合が非常に高いなどの課題が明らかになり、こうしたことを受けて、災害対策基本法が改正され、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

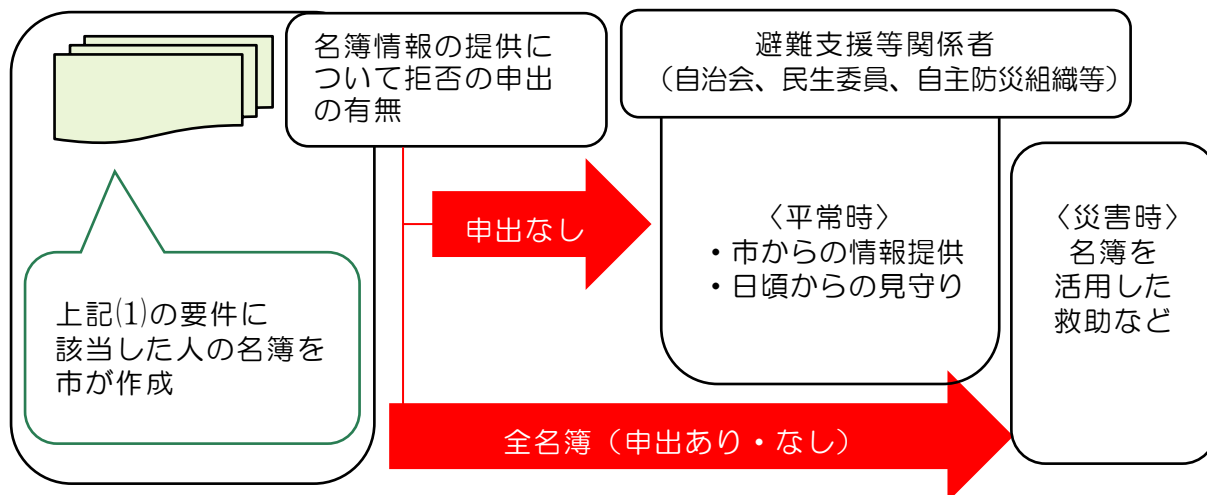
この「避難行動要支援者名簿」に登載される対象となる人は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要し、以下のいずれかの要件に該当する人となっています。

	要 件
1	65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている人
2	介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている人
3	身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である人
4	療育手帳（A1、A2）の交付を受けている人
5	精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている人
6	障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者
7	その他市長が必要と認める人

(2) 名簿への登載の確認と配布

平常時から地域で活用する「避難行動要支援者名簿」を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に登載される人に対し、市から地域へ情報提供を拒否するかどうかの確認があり、拒否があった人を除いた「避難行動要支援者名簿」が作成され、自治会をはじめ民生委員や自主防災組織に提供されます。

(3) 避難行動要支援者避難支援のイメージ



4 防災（ブロック塀等）

(1) 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金

強度不足や老朽化が著しいブロック塀等は大規模な地震の際に倒壊しやすく、多くの二次災害をもたらすことから、災害時に市民の安全を守り、避難経路を確保するため、道路に面するブロック塀等を撤去・改修する際の費用の一部を補助する制度です。

項目	内 容								
補助対象	道路に面するブロック塀等 ^{※1} で、高さ1m以上 ^{※2} 、かつ2段積み以上のもの ^{※1} コンクリートブロック、石材、レンガその他これらに類するもの ^{※2} 道路と敷地地盤面積の高さが異なる場合は、道路面からの高さが1m以上								
補助対象事業	対象ブロック等を全て撤去する工事、又は撤去しフェンス等を設置する工事								
補助対象経費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">撤去</td> <td>ブロック塀の撤去等に要する費用</td> <td rowspan="4"> どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円） ＋ どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円） </td> </tr> <tr> <td>撤去するブロック塀等の長さ（1m当たり）×1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改修</td> <td>フェンス等の設置に要する費用</td> </tr> <tr> <td>設置するフェンス等の長さ（1m当たり）×1万円</td> </tr> </table>	撤去	ブロック塀の撤去等に要する費用	どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円） ＋ どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円）	撤去するブロック塀等の長さ（1m当たり）×1万円	改修	フェンス等の設置に要する費用	設置するフェンス等の長さ（1m当たり）×1万円	
撤去	ブロック塀の撤去等に要する費用		どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円） ＋ どちらか少ない額×1/2 （上限 10万円）						
	撤去するブロック塀等の長さ（1m当たり）×1万円								
改修	フェンス等の設置に要する費用								
	設置するフェンス等の長さ（1m当たり）×1万円								
※撤去後に改修をする場合、撤去と改修の補助金額を合計した金額となります。									
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書（添付書類） 付近見取図 撤去前のブロック塀等の配置図及び写真 改修に係るフェンス等の設計図（改修の補助を受ける場合のみ） 工事見積書の写し 補助金代理請求及び受領予定届出書（補助金の請求及び受領を工事施工業者に委任する場合のみ） 								
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定前に工事着手・契約したものは補助対象外となります。 市職員の現地調査により、補助対象外となる場合もあります。 補助金は、撤去するブロック塀が存する一の敷地につき1回限り、交付となります。 								
申請時期	【随時受付】 ※手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。								
問い合わせ先	建築指導課	☎059-229-3187							
HPでの様式のダウンロード	市トップページから「まちづくり」→「建築」→「ブロック塀」→「ブロック塀等撤去改修事業補助金」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1543890541484/index.html								

※ 補助金の申請書は、巻末の様式集（P85）に掲載しています。

第3節 環境活動

1 家庭ごみ

(1) ごみ一時集積所の届出

ごみ一時集積所は、各自治会で維持管理をしています。

この集積所を新設（廃止）したり、場所を変更する際は、自治会でよく話し合った上で、環境事業課又は各総合支所地域振興課へ届け出てください。

なお、設置費（新設・改修）の一部を補助する「津市ごみ一時集積所設置等事業補助金」制度があります。

制度の概要については、次ページをご覧ください。

(2) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置、既設集積所の改修、修繕、増設工事に要する費用の一部を補助する制度です。市の予算の範囲内での交付となるので、状況によっては支給されないこともあります。

項目	内 容			
補助内容	1か所の工事につき、工事費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）です。ただし、その額が、集積所の収容容積に応じた交付限度額を超えるときは、当該交付限度額とします。			
	集積所本体の収容容積	交付限度額		
		既製品を購入する場合		
		購入に係る費用に対する交付限度額	その他の費用に対する交付限度額	集積所本体を製作する場合
	1.0 m ³ 未満	40,000 円	40,000 円	80,000 円
	1.0 m ³ 以上 1.5 m ³ 未満	60,000 円	60,000 円	120,000 円
	1.5 m ³ 以上 2.0 m ³ 未満	80,000 円	80,000 円	160,000 円
	2.0 m ³ 以上 3.0 m ³ 未満	100,000 円	100,000 円	200,000 円
	3.0 m ³ 以上 4.0 m ³ 未満	120,000 円	100,000 円	220,000 円
	4.0 m ³ 以上 6.0 m ³ 未満	140,000 円	100,000 円	240,000 円
	6.0 m ³ 以上 8.0 m ³ 未満	160,000 円	100,000 円	260,000 円
	8.0 m ³ 以上 10.0 m ³ 未満	180,000 円	100,000 円	280,000 円
	10.0 m ³ 以上 15.0 m ³ 未満	200,000 円	100,000 円	300,000 円
	15.0 m ³ 以上 20.0 m ³ 未満	250,000 円	100,000 円	350,000 円
20.0 m ³ 以上	300,000 円	100,000 円	400,000 円	
	<p>1 集積所本体の収容容積は、収容部分の間口（W）、奥行（D）及び高さ（H）の外寸を乗じて算出する。</p> <p>2 既製品を購入する場合の交付限度額は、購入に係る費用に対する交付限度額を基本とする。ただし、一の設置等工事につき事業費の額に3分の1を乗じて得た額が購入に係る費用に対する交付限度額を超える場合で、購入に係る費用以外のその他の費用が事業費に含まれているときの交付限度額は、購入に係る費用の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が購入に係る費用に対する交付限度額を超えるときは、当該交付限度額）にその他の費用の額に3分の1を乗じて得た額（当該額がその他の費用に対する交付限度額を超えるときは、当該交付限度額）を加えた額とする。</p>			

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所本体の製作又は既製品の購入に係る費用 ・集積所本体の取付けに係る費用 ・集積所本体の取付けに必要な架台等工事に係る費用 ・集積所本体の維持管理に必要な電気・給排水設備等工事に係る費用 ・設置等工事に伴う既設集積所の撤去及び処分に係る費用 <p>ただし、1か所当たり1万円以上のものが対象です。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・集積所の用地の権利者の承諾書 ・集積所を設置する付近の見取図 ・現況写真 ・集積所の形状、寸法、材質が分かる書類 ・設置等工事の内訳が分かる見積書
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に着手する日の前日までに申請する必要がありますので、事前に問い合わせ先窓口にご相談ください。 ・交付決定前に工事着手（集積庫や資材の購入を含む）したものは補助対象外です。 ・対象の集積所が過去に当該補助金を受けたことがある場合、過去に交付を受けた設置又は改修等の工事完了日から10年が経過している必要があります（交付を受けた工事の補助対象経費が10万円未満の場合は5年）。
申請時期	<p>【随時受付】</p> <p>※手続全体の流れは、P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。</p>
問い合わせ先	<p>津地域：環境事業課 ☎059-237-5311</p> <p>津地域以外の地域：各総合支所地域振興課 ☎ P58 参照</p>

※ 補助金の申請用紙は、巻末の様式集（P87）に掲載しています。

(3) 不法投棄

まずは、投棄された土地の所有者又は管理者が、最寄りの警察署に通報してください。

◆津警察署 生活安全課 ☎213-0110（代）

◆津南警察署 生活安全課 ☎254-0110（代）

その後、警察により投棄者が判明すれば、警察の指示により投棄者が撤去しますが、判明しない場合は、所有者又は管理者が撤去することになります。

分別後、環境政策課又は各総合支所地域振興課へ連絡の上「燃やせるごみ」は西部クリーンセンター又はクリーンセンターおおたか、「燃やせないごみ」は津市リサイクルセンターへ持ち込んでください。

また、所有地に不法投棄をされないよう囲いをしたり、定期的に状況を確認するなどの環境づくりも大切です。

(4) ごみ排出モラル啓発看板

市では、ごみ排出モラルに係る啓発看板を作成し、自治会からの依頼に応じて配布しています。

詳しくは、環境事業課又は各総合支所地域振興課へお問い合わせください。（問い合わせ先：環境事業課又は総合支所地域連携課）

(5) 犬・猫等小動物の死骸処理

◆飼犬・猫等の場合

津市斎場「いつくしみの杜」で火葬、焼骨の返骨ができます。

使用料は、1体につき30kg未満が1,460円、30kg以上が2,090円（いずれも市内料金）です。

お問い合わせは、いつくしみの杜（☎213-9995）へ連絡してください。

◆飼い主が不明な場合

その場所の所有者又は管理者が処理します。

自宅の庭や駐車場など私有地であれば、その所有者又は管理者で処理してください。所有者又は管理者自らで処理することができないときは、環境事業課又は各総合支所地域振興課へご相談ください。（処理手数料1,000円が必要となる場合があります。）

市道であれば、環境事業課又は各総合支所地域振興課へ連絡してください。

国道23号であれば、国土交通省津国道維持出張所（☎：228-6990）へ連絡してください。

その他の国道（163号、165号など）及び県道は、三重県津建設事務所保全課（☎：223-5215）へ連絡してください。

※道路管理者が分からない場合は、道路緊急ダイヤル#9910までご連絡ください。24時間無料で受け付けしています。

2 市民清掃デー

環境美化への市民意識の向上を目的に、市民清掃デーが実施されています。

道路や公園などの公共の場所に落ちている、空き缶、ペットボトル等の収集や除草作業に、一斉に参加し、清掃することにより、津のまちを清潔で美しいものにしましょう。

清掃で集めたごみの回収については、環境政策課又はお近くの各総合支所地域振興課へご相談ください。

（問い合わせ先：環境政策課

又は各総合支所地域振興課）

3 リサイクル資源回収活動報奨金

自治会や子ども会、PTAなどがリサイクル資源の回収活動を行っている場合、市が報奨金を交付してその活動を推奨しています。

古紙類（新聞・雑誌、段ボール、飲料用紙パック）、金属類（スチール缶・アルミ缶）、布類、びん類が対象となります。

活動団体の届出は、回収日の前日までに、団体の会則を添えて環境政策課又は各総合支所地域振興課へ申請してください。

報奨金の額は、おおむねリサイクル資源1kg当たり6円です。

（問い合わせ先：環境政策課、

又は各総合支所地域振興課）

4 空き家、空き地

空き家・空き地が適正に管理されていない場合、「家屋の倒壊・損壊のおそれ」「雑草・樹木の繁茂」「無施錠による不法侵入のおそれ」「害虫の繁殖」「ゴミの放置・投棄」などにより、生命・財産に危害を及ぼしたり、防犯・火災予

防上の問題、環境の悪化や景観を損ねるなど、さまざまな形で市民生活に悪い影響を及ぼす可能性があります。

空き家・空き地の管理に関するご相談は、環境保全課空地・空家等連絡調整担当又は各総合支所地域振興課の担当で受け付けます。

受け付けましたご相談は、当該担当で速やかに現地調査を行い、ご相談内容にお応えできる部署に引き継ぎ、助言、指導等の具体的な措置を行います。

(問い合わせ先：環境保全課
又は各総合支所地域振興課)

5 生活環境に影響のある太陽光発電設備について

近所に設置された太陽光発電設備に関して、生活環境に影響があってお困りの場合、環境保全課又は各総合支所地域振興課で相談を受け付けます。

(問い合わせ先：環境保全課
又は各総合支所地域振興課)

第4節 交通安全・防犯・防火活動

1 道路・公園

(1) 道路の占用許可

市道上に広報掲示板やごみ一時集積所を新規又は継続的に設置する場合は、市に申請し、「道路占用許可」を得ていただく必要があります。

また、祭礼等において一時的に道路を使用する場合は、所轄警察署の交通課に申請し、「道路使用許可」を得ていただく必要があります。

(問い合わせ先：建設政策課
又は津北工事事務所、津南工事事務所)

(2) 公園の占用許可・使用許可

都市公園内に防災倉庫などを設置する場合は、市に申請し、「都市公園占用許可」を得ていただく必要があります。また、都市公園内で、集会や夏祭りなどのイベントを実施し使用する場合は、市に申請し、「都市公園内行為許可」を得ていただく必要があります。

(占用許可 問い合わせ先：建設政策課

又は津北工事事務所、津南工事事務所)

(行為許可 問い合わせ先：建設政策課

又は津南工事事務所、各総合支所地域振興課)

(3) 公園の維持管理

都市公園などの維持管理を適切に行うために、その公園の存する自治会が受託を行い、清掃等の適切な管理に努めていただいています。

(問い合わせ先：津北工事事務所又は津南工事事務所)

(4) 緑化・美化運動

地域住民が親しめる緑の空間が広がるまちなみ形成を通して、緑化への関心を高めるため、公園や公共公益施設などで緑化活動を行う団体に、花苗などを支給しています。

項目	内 容
対象団体	自治会、ボランティア団体など
対象場所	公園、道路、公共公益施設など市民の誰もが利用可能で、管理者の承諾を受けている場所。
支給内容	花苗、花木、種子など
申請時期	春期：4月頃 秋期：8月頃
問い合わせ先	都市政策課 ☎059-229-3290
HPでの様式のダウンロード	市トップページから「暮らし」→「ごみ・環境」→「緑化」→「緑化・美化運動」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008919/index.html

2 防犯

(1) 集落内防犯灯

集落内防犯灯とは、集落（住宅等）の中、又は周辺にあり、自治会が設置及び管理を行う防犯灯をいいます。現在、蛍光灯からLED型防犯灯への取り換え、又は新設に対して補助を行っております。制度の概要については、次ページをご覧ください。

(2) 集落間防犯灯

集落間防犯灯とは、隣接する集落と集落を結ぶ道路を照らすもので、夜間における犯罪の防止と安全通行を図るため、市が設置し管理する防犯灯をいいます。

設置要件としては、以下のすべてに該当している必要があります。

	設置要件
1	市民が生活の用に供する道路で、かつ通学路であり、防犯上及び安全通行のため特に必要と認められること。
2	集落と集落を結ぶ道路で、自治会が設置及び管理することが困難であると判断されること。
3	犯罪、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるため地域等（自治会、学校、PTA、防犯活動団体等）から設置要望があった箇所であること。
4	設置予定箇所に隣接する民家や農地等について、照明による影響が生じるおそれがあるときは、所有者又は管理者の同意が得られていること。

また、設置の判断は、新規設置の要望を受けている箇所の所管課において上記設置基準等の確認や現地調査を行い、集落間の距離、歩道の有無や交通量等の道路状況、事件・事故の発生状況等を踏まえた上で、設置の必要性や優先度を判断することとなります。

集落間防犯灯とするか集落内防犯灯とするかの判断が難しい場合は市民交流課へご相談ください。

（問い合わせ先：市民交流課又は各総合支所地域振興課（生活課））

(3) 津市防犯灯設置補助金

自治会が防犯灯を設置（従来型の蛍光灯等から LED 型に取り替える場合を含む）する場合、防犯灯の設置に要する経費の一部を補助する制度です。

項目	内容
補助内容及び補助対象経費	<p>【防犯灯】 《LED型》 1基につき、設置費に3分の2を乗じて得た額以内。 但し、1基につき、上限20,000円（100円未満切り捨て）</p> <p>《従来型》 1基につき、設置費に2分の1を乗じて得た額以内。 但し、1基につき、上限10,000円（100円未満切り捨て）</p> <p>【防犯灯専用柱（ポール等）】 1本につき、設置費に2分の1を乗じて得た額以内。 但し、1本につき、上限30,000円（100円未満切り捨て）</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（添付書類） ・事業計画概要及び収支予算書 ・設置費見積書（設置工事単価の明細がわかる見積書）の写し ・取り付ける器具のカタログの写し ・設置場所を示す地図（申請箇所の位置及び電柱番号を図示した地図）
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯を新たに設置する場合、既存の防犯灯から20m離れているかを確認し、電柱への取付が可能かどうか、事前に工事業者と打ち合わせを行ってください。計画又は工事内容が変更になった場合は、問い合わせ窓口に直ちに連絡してください。 ・交付決定前に工事着手・契約したものは補助対象外となります。 ・<u>補助の対象とする防犯灯の基数については、前年度の5月末頃までにご報告ください。</u>
申請時期	※P56の「申請等の提出時期の一覧」をご覧ください。
問い合わせ先	<p>津地域：市民交流課 ☎059-229-3252</p> <p>津地域以外の地域：各総合支所地域振興課（生活課） ☎P58 参照</p>

※ 補助金の申請用紙は、巻末の様式集（P89）に掲載しています。

(4) 津市防犯カメラ設置補助金

自治会、自治会連合会、地域で活動している住民主体の防犯団体が防犯カメラを設置する場合、設置に関する費用の一部を補助する制度です。

項 目	内 容
補助対象となる 防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間における不特定多数の人等の動きを24時間撮影するもの ・ 特定の個人等を判別できる画像を記録する機能を有し、特定の場所に継続して設置・固定するもの ・ 犯罪発生時等、画像データの情報共有が可能であるもの ・ 設置後5年以上の運用が見込めるもの ・ その他「三重県防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に沿った地域における犯罪の防止を目的とするもの
補助内容及び補助対象経費	<p>新規で防犯カメラを設置する場合の機器等購入費と設置工事に要する費用</p> <p>【防犯カメラ本体の経費】 130万画素（推奨200万画素）以上の画像データを記録できるもの</p> <p>【防犯カメラのデータ記録装置・保存媒体】 レコーダー（HDD、SDカード等）64GB以上 ※内蔵、外付けどちらでもよいが予備分は対象外</p> <p>【映像装置】 モニター ※PCは対象外</p> <p>【専用柱、機器収納箱、接続部品】 防犯カメラの設置に必要な周辺機器・設備等</p> <p>【その他の必要経費】 防犯カメラの設置を示す看板やステッカー等、設置に必要な各種許可申請手続き費用</p>
申請書類	<p>補助金交付申請書（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画概要及び収支予算書 (2) 防犯カメラ購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し (3) 防犯カメラの設置場所及びその撮影範囲を示した地図 (4) 設置場所の写真 (5) 防犯カメラの設置が地域で合意済みである証となる書類 (6) 設置場所の所有者の同意書の写し、道路占用許可書の写し (7) 撮影範囲に含まれることの同意書の写し (8) 防犯カメラ設置・運用規程 (9) 管理責任者・操作取扱者の指定届 (10) 防犯カメラ・録画機器の仕様がわかる書類の写し（カタログ等） (11) 設置場所の許可等に係る書類

<p>その他注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラは、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置し、犯罪抑止効果をさらに高めるため、設置区域内の見やすい場所に看板等で防犯カメラが設置されていることを分かりやすく表示してください。 ・個人のプライバシーに配慮しつつ、その効果が持続するよう適正に管理運用してください。 ・防犯カメラを電柱に設置する場合は、中部電力、NTT、その他電柱の所有者と相談してください。 ・防犯カメラの設置場所について、道路であれば道路管理者と、公有地であれば土地管理者と、民有地であれば土地所有者とそれぞれ協議してください。申請時にはそれぞれ承諾の証が必要です。 ・防犯カメラ設置の進め方や補助金制度について、ご不明な点は市民交流課又は各総合支所へご相談ください。 ・交付決定前に工事着手・契約したものは補助対象外となります。
<p>補助率等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の<u>2分の1</u>です。 ・1台当たりの補助上限額は 150,000円です。 <p>※補助金額は100円未満切り捨てとなります。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津地域：市民交流課 ☎059-229-3252 津地域以外の地域：各総合支所地域振興課（生活課） ☎P58 参照</p>

※ 補助金の申請用紙は、巻末の様式集（P91）に掲載しています。

3 防火

(1) 防火・救急指導

消防署では、自治会や自主防災組織などで防災訓練や講習会を実施する際、消防職員による防火指導や救急指導を行っています。また、施設や消防車などの見学を行うこともできます。

申し込みを希望される場合は、あらかじめ最寄りの消防署（分署・分遣所）に日時や内容などを相談してください。

(2) 消防水利

消防本部では、市内に設置された消防水利（防火水槽、消火栓）の維持管理を行っています。消防水利についてご相談等ありましたら、消防救急課までご連絡下さい。

第5節 市に対する要望

市に対する自治会からの要望は、原則として書面で提出してください。要望事項が正確に伝わるように、できる限り位置図や写真等も添付してください。

書面による回答が必要な場合は、その旨も要望書に記入してください。

主な要望内容	問い合わせ先
道路、側溝、排水路、公園、河川の補修や清掃に関すること	津北工事事務所、 津南工事事務所 各総合支所地域振興課
カーブミラー、ガードレールの設置や補修に関すること	各総合支所地域振興課
道路の新設や拡幅、公園の新設に関すること	建設整備課
農業用施設、農林道の整備等に関すること	農業基盤整備課、林業振興室、各総合支所地域振興課
家庭ごみ、不法投棄に関すること	環境政策課、環境事業課、各総合支所地域振興課
騒音や悪臭、空き家・空き地の問題に関すること	環境保全課、各総合支所地域振興課
自主防災組織、災害に関すること	防災室、各総合支所地域振興課
防火訓練、普通救命講習、応急手当講習に関すること	最寄りの消防署・分署・分遣所
自治会への交付金・補助金、自治会の法人化、自治会に関すること	地域連携課、各総合支所地域振興課（生活課）
その他、要望等で不明な点	地域連携課、各総合支所地域振興課（生活課）

第3章 市からの協力・依頼事項

第1節 建設・開発関係

建設工事や開発許可に際して、地域の代表として自治会長に対し、以下のとおり同意書のお願いや工事等の説明をさせていただくことがあります。

このことから、事業者等から地元自治会長に同意書等を求められる場合がありますので、ご不明な点がございましたら、市担当課にお尋ねいただきますようお願いいたします。

1 道路等の境界確認

道路や水路等の境界確認に際しては、過去の経緯等の意見を幅広く聴取し、現在の状況を自治会でご認識いただくために、地元自治会長に境界の立ち合いへの協力をお願いする場合があります。

(問い合わせ先：用地・地籍調査推進課)

2 市有財産の売り払い等

里道等の市有財産の売り払い等に際しては、直接の利害関係者である隣接する土地の地権者への同意のほかに、間接的な利害関係者である地域の住民代表として、地元自治会のご意見をお伺いする場合があります。

(問い合わせ先：用地・地籍調査推進課)

3 開発許可

都市計画法の開発許可においては、開発行為をしようとする土地等について、開発地周辺関係者等として隣接地権者や自治会長等の同意は、都市計画法上は必要とされていませんが、所有権、抵当権等の当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者からの同意が必要となります。このことから、トラブル防止の観点で、地元住民の皆さまに理解を得られるように努めるよう指導を行っています。

(問い合わせ先：開発指導室)

4 排水同意

排水同意については、排水路等の大部分は市の管理であり同意等を求めることはありません。ただし、開発に伴う排水を土地改良区が管理する農業用水路に排水する場合、地元自治会長には同意のお願いはしていませんが、土地改良区の同意が必要となります。

(問い合わせ先：農業基盤整備課又は
津北工事事務所、津南工事事務所)

5 道路工事完了後の再舗装

道路工事完了後3年以内に再度舗装掘削を行う際には、地元調整を行うことが必要となりますが、地元自治会長の同意書の提出は必要とされていません。

(問い合わせ先：建設政策課又は
津北工事事務所、津南工事事務所)

第2節 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された委員で、身近な福祉の相談役として、地域で活動する相談・支援のボランティアです。また、児童福祉法により児童委員を兼ねていますので、正式には「民生委員・児童委員」といい、任期は3年となっていて、改選時には市から自治会長に地区の民生委員・児童委員の候補者の推薦の依頼がありますので、ご協力をお願いします。

なお、候補者への説明等で依頼があれば、市職員も同行しますので、福祉政策課、各総合支所福祉課又は市民福祉課までご相談ください。

(問い合わせ先：福祉政策課又は各総合支所市民福祉課（福祉課）)

第3節 選挙・統計

1 選挙における投票立会人の選任依頼等

選挙の執行に当たり、投票事務が公正に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票に立ち会う投票立会人について、自治会長へ選任の依頼や、候補者の推薦について依頼させていただく場合があります。

また、投票所の変更等、選挙に係る各種お知らせについて、回覧板による周知を依頼させていただく場合もあります。

(問い合わせ先：選挙管理委員会事務局)

2 国勢調査及び各種統計調査に係る調査員の推薦

国勢調査は、国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に統計を得るため、5年ごとに行われる国の最も基本的な調査です。

国勢調査の実施年には、市から調査員の推薦の依頼や、各種統計調査の実施を住民に知らせるために、チラシの配布などの依頼をさせていただく場合もあります。

(問い合わせ先：総務課又は各総合支所地域振興課)

第4章 申請等の提出時期の一覧

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
津市自治会交付金	交付申請・交付決定・支払						
津市集会所建築等補助金	次年度事前届の提出						
	交付申請・交付決定・事業実施						
津市自治会掲示板設置補助金	次年度事前届の提出						
	交付申請・交付決定・事業実施						
コミュニティ助成事業					次年度助成申請(財団へ)		
	交付申請・交付決定・事業実施・支払						
津市地域防災力強化推進補助金	交付申請						
	交付決定・事業実施						
津市避難所等建築物耐震診断事業補助金	交付申請・交付決定・事業実施						
津市ブロック塀等撤去改修事業補助金	交付申請・交付決定・事業実施						
津市ごみ一時集積所設置等事業補助金	交付申請・交付決定・事業実施						
津市防犯灯設置補助金	要望調査 交付申請		交付決定・事業実施				
津市防犯カメラ設置補助金	要望調査						交付決定 事業実施
	交付申請						

※ 申請等の提出時期については目安ですので、事前に確認をお願いします。

11月	12月	1月	2月	3月	4月～	備考
				結果報告		交付申請書は、年度当初に全自治会に送付されます。
						前年度に事前届を提出。
						前年度に事前届を提出。
				助成決定		事業によって申請期日や要件は異なります。
						交付申請書は、年度当初に全自治会に送付されます。

参考資料

1 市関係課連絡先一覧

○自治会に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	FAX 番号
地域連携課	総括／津	市役所本庁舎 3階	229-3110	229-3366
生活課	久居	久居庁舎 1階	255-8839	256-7666
地域振興課	河芸	河芸庁舎 3階	244-1700	245-0004
	芸濃	芸濃庁舎 1階	266-2510	266-2522
	美里	美里庁舎 1階	279-8111	279-8125
	安濃	安濃庁舎 1階	268-5511	268-3357
	香良洲	香良洲庁舎 1階	292-4374	292-4318
	一志	一志庁舎 1階	293-3140	293-5544
	白山	白山庁舎 1階	262-7011	262-5010
	美杉	美杉庁舎 1階	272-8080	272-1119

○家庭ごみの分別や不法投棄に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
環境政策課 環境事業課	総括／津	市役所本庁舎 6階 市役所本庁舎-管理棟 1階	229-3258 237-5311	不法投棄 分別・収集
地域振興課	久居	久居庁舎 3階	255-8843	
	河芸	河芸庁舎 3階	244-1706	
	芸濃	芸濃庁舎 1階	266-2516	
	美里	美里庁舎 1階	279-8119	
	安濃	安濃庁舎 1階	268-5517	
	香良洲	香良洲庁舎 1階	292-4308	
	一志	一志庁舎 1階	293-3008	
	白山	白山庁舎 1階	262-7017	
	美杉	美杉庁舎 1階	272-8085	

○災害・自主防災組織に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	FAX 番号
防災室	総括／津	市役所本庁舎 8階	229-3104	223-6247
地域振興課	久居	久居庁舎 3階	255-8816	255-0960

地域振興課	河 芸	河 芸 庁 舎	3階	244-1700	245-0004
	芸 濃	芸 濃 庁 舎	1階	266-2510	266-2522
	美 里	美 里 庁 舎	1階	279-8111	279-8125
	安 濃	安 濃 庁 舎	1階	268-5511	268-3357
	香良洲	香良洲庁舎	1階	292-4374	292-4318
	一 志	一 志 庁 舎	1階	293-3138	293-5544
	白 山	白 山 庁 舎	1階	262-7011	262-5010
	美 杉	美 杉 庁 舎	1階	272-8080	272-1119

○道路・公園の占用許可に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
建設政策課	市内全域	市役所本庁舎 5階	229-3179	
津北工事事務所	津（相川以北）、 河芸、芸濃、美里、安濃の地域	西丸之内24番39号 津北工事事務所 1階	253-2271	
津南工事事務所	津（相川以南）、 久居、香良洲、一志、白山、美杉の地域	久居新町3006番地 (久居庁舎 1階)	254-5350	

○公園の使用許可に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
建設政策課	総括／津	市役所本庁舎 5階	229-3179	
津南工事事務所	久 居	久 居 庁 舎	1階	254-5350
地域振興課	河 芸	河 芸 庁 舎	3階	244-1706
	芸 濃	芸 濃 庁 舎	1階	266-2517
	美 里	美 里 庁 舎	1階	279-8111
	安 濃	安 濃 庁 舎	1階	268-5518
	香良洲	香良洲庁舎	1階	292-4308
	一 志	一 志 庁 舎	1階	293-3005
	白 山	白 山 庁 舎	1階	262-7018
	美 杉	美 杉 庁 舎	1階	272-8085

○道路・側溝・公園等の補修や清掃に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
津北工事事務所	津(相川以北)、 河芸、芸濃、 美里、安濃の 地域	西丸之内24番39号 津北工事事務所2階	253-2272	
津南工事事務所	津(相川以南)、 久居、香良洲、 一志、白山、 美杉の地域	久居新町3006番地 (久居庁舎1階)	254-5351	
地域振興課	河 芸	河 芸 庁 舎 3階	244-1706	
	芸 濃	芸 濃 庁 舎 1階	266-2517	
	美 里	美 里 庁 舎 1階	279-8115	
	安 濃	安 濃 庁 舎 1階	268-5518	
	香良洲	香良洲庁舎 1階	292-4308	
	一 志	一 志 庁 舎 1階	293-3005	
	白 山	白 山 庁 舎 1階	262-7018	
	美 杉	美 杉 庁 舎 1階	272-8085	

○道路の新設や拡幅、公園の新設に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
建設整備課	市内全域	市役所本庁舎 5階	229-3195	

○農業用施設、農林道の整備等に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
農業基盤整備課 林業振興室	総括/津	市役所本庁舎 6階	229-3173	農道・施設 林道等
		白 山 庁 舎 2階	262-7025	
地域振興課	久 居	久 居 庁 舎 3階	255-8851	
	河 芸	河 芸 庁 舎 3階	244-1706	
	芸 濃	芸 濃 庁 舎 1階	266-2516	
	美 里	美 里 庁 舎 1階	279-8115	
	安 濃	安 濃 庁 舎 1階	268-5518	
	香良洲	香良洲庁舎 1階	292-4308	
	一 志	一 志 庁 舎 1階	293-3005	

	白 山	白 山 庁 舎 1 階	262-7018	
	美 杉	美 杉 庁 舎 1 階	272-8085	

○交通安全に係る要望に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	FAX 番号
市民交流課	総括／津	市役所本庁舎 3階	229-3142	227-8070
生 活 課	久 居	久 居 庁 舎 1 階	255-8839	256-7666
地域振興課	河 芸	河 芸 庁 舎 3 階	244-1700	245-0004
	芸 濃	芸 濃 庁 舎 1 階	266-2510	266-2522
	美 里	美 里 庁 舎 1 階	279-8111	279-8125
	安 濃	安 濃 庁 舎 1 階	268-5511	268-3357
	香良洲	香良洲庁舎 1階	292-4305	292-4318
	一 志	一 志 庁 舎 1 階	293-3000	293-5544
	白 山	白 山 庁 舎 1 階	262-7011	262-5010
	美 杉	美 杉 庁 舎 1 階	272-8080	272-1119

○消防署・分署・分遣署

消防署名	所管地域	所在地	電話番号	備考
中消防署	津	寿町 14-20	226-2322	
北消防署	//	栗真中山町 816-2	232-9423	
西分署	//	一色町 257	225-7431	
南分署	//	雲出本郷町 1631-10	234-3512	
久居消防署	久 居	久居明神町 2276	254-0362	
河芸分署	河 芸	河芸町浜田 808	245-0119	
芸濃分署	芸 濃	芸濃町椋本 6141-1	265-2500	
美里分署	美 里	美里町足坂 901-2	279-2136	
安濃分署	安 濃	安濃町川西 2097	268-5119	
香良洲分遣署	香良洲	香良洲町 1878	292-2157	
一志分署	一 志	一志町高野 160-39	293-0279	
白山消防署	白 山	白山町南家城 2761	262-1044	
美杉分署	美 杉	美杉町奥津 910-1	274-0200	

○消防水利（防火水槽、消火栓）の維持管理に関すること

担当課	所管地域	場 所	電話番号	備 考
消防救急課	市内全域	津市消防本部 3階	254-0357	

○地域の出張所

出張所名	所管地域	所在地	電話番号	備考
高野尾出張所	津	高野尾町 5417-1	230-0073	
大里出張所	〃	大里睦合町 1292-1	230-1195	
一身田出張所	〃	一身田町 293-3	232-2019	
白塚出張所	〃	白塚町 5205	232-3004	
栗真出張所	〃	栗真町屋町 836-1	232-3009	
安東出張所	〃	納所町 249-6	228-4786	
櫛形出張所	〃	分部 1192-1	237-0852	
片田出張所	〃	片田井戸町 16-1	237-0002	
神戸出張所	〃	神戸 739-1	228-2964	
藤水出張所	〃	藤方 1491-2	228-3673	
高茶屋出張所	〃	高茶屋三丁目 25-6	234-2774	
雲出出張所	〃	雲出本郷町 1388-1	234-3213	
榊原出張所	久居	榊原町 5108-1	252-0220	
栗葉出張所	〃	森町 286	252-0332	
千里ヶ丘出張所	河芸	河芸町千里ヶ丘 14	245-0259	
波瀬出張所	一志	一志町波瀬 4332-2	294-7004	
家城出張所	白山	白山町南家城 851-3	262-3004	
大三出張所	〃	白山町二本木 1001-253	262-0109	
倭出張所	〃	白山町中ノ村 581	262-0106	
八ッ山出張所	〃	白山町八対野 994-1	262-0201	
竹原出張所	美杉	美杉町竹原 2777	262-3014	
太郎生出張所	〃	美杉町太郎生 2120	273-0222	
伊勢地出張所	〃	美杉町石名原 1681	274-0223	
八幡出張所	〃	美杉町奥津 1288-8	274-0222	
多気出張所	〃	美杉町上多気 1031	275-0222	
下之川出張所	〃	美杉町下之川 6115	276-0222	
アストプラザオフィス	市内全域	羽所町 700	222-2525	

2 地域で利用できる主な公共施設

(1) コミュニティ施設

施設名	所在地	問い合わせ先	電話番号	地域
津市アストプラザ	羽所町 700		222-2525	津
津市橋南市民センター	阿漕町津興 1162		226-1146	
津市雲出市民センター	雲出本郷町 1389		235-0390	
津市白塚市民センター	白塚町 2111		233-5111	
津市高茶屋市民センター	高茶屋四丁目 37-59		234-1236	
津市北部市民センター	栗真中山町 816-10		232-9696	
津市西部市民センター	野田 1-1		237-4711	
津市市民活動センター	大門 7-15		213-7200	
津市鬻崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	市民交流課	229-3252	
津市橋南会館	柳山津興 1535-27			
津市新町会館	新町三丁目 4-23			
津市城山会館	城山二丁目 20-3			
津市津西会館	一身田上津部田 1355-5			
津市津西ふれあい会館	観音寺町 1005-24			
津市豊が丘会館	豊が丘二丁目 1-1			
津市豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目 47-11			
津市南が丘会館	垂水 2882-1			
津市津南防災コミュニティセンター	半田 3249-11			
津市ポルタひさいふれあいセンター	久居新町 3006		259-0377	
津市立成コミュニティセンター	久居野村町 874-8		256-9393	
津市芸濃コミュニティセンター	芸濃町棕本 6141-1	芸濃総合支所地域振興課	266-2510	芸濃
津市美里文化センター	美里町三郷 48-1		279-8112	美里
津市安濃コミュニティセンター	安濃町東観音寺 483	安濃総合支所地域振興課	268-5511	安濃
津市サンデルタ香良洲	香良洲町 2167		292-3113	香良洲
津市波瀬ふれあい会館	一志町波瀬 2232-2		294-7472	一志
津市コミュニティプラザ川合	一志町八太 1008-1		293-3711	
津市白山総合文化センター	白山町二本木 1139-2		262-5893	白山
津市竹原地域住民センター	美杉町竹原 2777	竹原出張所	262-3014	美杉
津市竹原コミュニティ防災センター	美杉町竹原 241-1			
津市竹原多目的集会所	美杉町竹原 2821			
津市太郎生多目的集会所	美杉町太郎生 2120	太郎生出張所	273-0222	

設名	所在地	問い合わせ先	電話番号	地域
津市伊勢地地域住民センター	美杉町石名原 1681	伊勢地出張所	274-0223	美杉
津市伊勢地多目的集会所	美杉町石名原 1583	伊勢地出張所	274-0223	
津市八幡地域住民センター	美杉町奥津 1288-8	八幡出張所	274-0222	
津市八幡生活改善センター	美杉町奥津 1294			
津市多気地域住民センター	美杉町上多気 1031	多気出張所	275-0222	
津市下之川地域住民センター	美杉町下之川 6115	下之川出張所	276-0222	
津市下之川生活改善センター	美杉町下之川 1875			
津市美杉高齢者婦人センター「しゅくなげ会館」	美杉町川上 3372	美杉総合支所地域振興課	272-8080	
津市丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣 1360-2			

(2) 公民館

施設名	所在地	問い合わせ先	電話番号	地域
津市中央公民館	大門 7-15 津センターパレス 2 階		228-2618	津
津市橋北公民館	羽所町 700 アストプラザ内		227-1738	
津市橋南公民館	修成町 12-1		226-3220	
津市一身田公民館	一身田町 293-3		232-2108	
津市白塚公民館	白塚町 5205		232-3043	
津市片田公民館	片田井戸町 17-2		237-1513	
津市南郊公民館	高茶屋三丁目 25-6		234-5703	
津市豊里公民館	大里睦合町 610-1		232-2250	
津市敬和公民館	寿町 21-22		225-2325	
津市久居公民館	久居元町 2354		256-3931	久居
津市桃園公民館	新家町 1365-5		256-7686	
津市戸木公民館	戸木町 1782		255-2135	
津市七栗公民館	森町 286		252-1986	
津市稲葉公民館	稲葉町 1905-3		252-2276	
津市榊原公民館	榊原町 5108-1		252-1454	
津市立成公民館	久居野村町 874-8		256-9393	河芸
津市河芸公民館	河芸町浜田 742		245-2222	
津市豊津公民館(豊津小学校)	河芸町一色 1680	河芸公民館	245-2222	
津市上野公民館	河芸町上野 834-4		245-3751	
津市黒田公民館(黒田小学校)	河芸町北黒田 109-1	河芸公民館	245-2222	
津市千里ヶ丘公民館	河芸町千里ヶ丘 14		245-0498	

施設名	所在地	問い合わせ先	電話番号	地域
津市芸濃公民館	芸濃町椋本 6824	芸濃総合 文化センター	265-6000	芸濃
津市椋本公民館	芸濃町椋本 5047			
津市明公民館	芸濃町林 325			
津市安西公民館	芸濃町北神山 310			
津市雲林院公民館	芸濃町雲林院 566			
津市長野公民館(旧長野小学校)	美里町北長野 1435	高宮公民館	279-2330	美里
津市高宮公民館	美里町足坂 560-2			
津市辰水公民館(旧辰水小学校)	美里町家所 2045			
津市安濃中公民館	安濃町東観音寺 483		268-2101	安濃
津市草生公民館	安濃町草生 4249-1		268-4380	
津市村主公民館	安濃町連部 69-1		268-4381	
津市安濃公民館	安濃町内多 3653		268-4382	
津市明合公民館	安濃町栗加 978		268-4383	
津市香良洲公民館	香良洲町 1876-1	香良洲教育事務所	292-4309	香良洲
津市一志高岡公民館	一志町田尻 605-2		293-5611	一志
津市大井公民館	一志町大仰 217-1		293-6673	
津市波瀬公民館	一志町波瀬 2232-2		294-7472	
津市川合公民館	一志町八太 1008-1		293-3711	
津市白山公民館	白山町川口 897		262-7027	白山
津市元取公民館	白山町城立 305		269-3057	
津市家城公民館	白山町南家城 851-3		262-0484	
津市川口公民館	白山町川口 1968		262-0483	
津市大三公民館	白山町二本木 1001-253		262-2666	
津市倭公民館	白山町中ノ村 581		262-0485	
津市八ツ山公民館	白山町八対野 994-1		262-0432	
津市八知公民館	美杉町八知 5580-2	美杉教育事務所	272-8091	美杉
津市竹原公民館	美杉町竹原 2777	竹原出張所	262-3014	
津市太郎生公民館	美杉町太郎生 2120	太郎生出張所	273-0222	
津市伊勢地公民館	美杉町石名原 1681	伊勢地出張所	274-0223	
津市八幡公民館	美杉町奥津 1288-8	八幡出張所	274-0222	
津市多気公民館	美杉町上多気 1031	多気出張所	275-0222	
津市下之川公民館	美杉町下之川 6115	下之川出張所	276-0222	

3 関係団体（協力・依頼事項等）

(1) 津市社会福祉協議会

○津市社会福祉協議会の概要

津市社会福祉協議会は、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設・社会福祉法人などと協働し、地域の実情に応じた福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を図ることを目的に活動する組織です。また、日常生活での困りごとから介護の相談まで、総合的な相談業務も行っています。

自治会は、津市社会福祉協議会が実施する事業や募金について連携・協働していただくとともに、各地区に組織されている地区社会福祉協議会^{※1}へ参画いただき、また、民生委員・児童委員とも連携し、地域福祉活動を行っています。

※1 地区社会福祉協議会

津市内の地区社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている津市社会福祉協議会とは異なる任意の団体で、地域住民一人ひとりが地域福祉活動に参加し、地域内のふれあいと支えあいを育てていく住民組織です。地区社会福祉協議会では、地域の生活上の問題や課題について話し合い、その解決のための活動や助けあいの意識づくりを進めています。

○津市社会福祉協議会の主な事業

事業名	内容
地区社会福祉協議会・地域福祉団体への支援・協力	各地域で取り込まれている地域福祉を推進する事業への支援・協力
ボランティアセンター事業	ボランティアに関する相談・登録・斡旋や活動支援、育成活動、災害ボランティアセンターの運営など
地域福祉・在宅福祉事業の推進	転倒予防・認知症予防・家族介護教室、ふれあい・いきいきサロンなど
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方の日常生活の自立を支援
生活福祉資金貸付事業	低所得者・高齢者・障がい者世帯への貸付を通じて、経済的自立を図る
生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者が困窮から早期に脱却、自立できるよう支援

総合的な介護相談、介護予防活動や研修会の開催など	
介護保険・障がい福祉支援	訪問介護事業、通所介護事業、障がい者居宅介護等事業、特定相談支援事業、地域包括支援センター事業、居宅介護支援事業など
津市成年後見サポートセンター事業	成年後見制度に関する相談に対応し、手続き、申立、後見活動等の実施

※ 津市社会福祉協議会本部及び各支部の問い合わせ先

名称	住所	電話番号
本部 (総務課、地域福祉課、生活支援課、介護サービス課)	津市大門7-15 (津センターパレス3階)	213-7112
久居支部	津市久居東鷹跡町20-2 (津市久居総合福祉会館内)	256-1202
河芸支部	津市河芸町浜田868 (津市河芸ほほえみセンター内)	245-8888
芸濃支部	津市芸濃町椋本6141-1 (津市芸濃保健福祉センター内)	265-4531
美里支部	津市美里町三郷46-3 (津市美里社会福祉センター内)	279-3366
安濃支部	津市安濃町東観音寺418 (津市サンヒルズ安濃内)	268-5804
香良洲支部	津市香良洲町2167 (津市サンデルタ香良洲内)	292-7711
一志支部	津市一志町井関1792 (津市とことめの里一志内)	295-0066
白山支部	津市白山町川口892 (津市白山保健福祉センター内)	262-7029
美杉支部	津市美杉町奥津929 (津市美杉高齢者生活福祉センター内)	274-0023

○三重県共同募金会（津市共同募金委員会）

共同募金（赤い羽根募金）は、毎年10月1日～12月31日に全国一斉で行われます。

募金期間中、自治会長に運動協力者として依頼がありましたら、戸別募金などへの協力をお願いします。

集められた募金は、津市共同募金委員会を通じ三重県共同募金会に納めら

れ、その後、市内の社会福祉団体や福祉施設、津市社会福祉協議会及び津市社会福祉協議会を通じ地区社会福祉協議会等、地域のさまざまな福祉活動団体に配分され、活動資金として役立てられています。

(問い合わせ先：津市大門7番15号

津センターパレス3階 津市社会福祉協議会内

電話：246-1165)

(2) 日本赤十字社 (日赤募金)

日本赤十字社は、国内はもとより国外においても、国際赤十字の一員として世界192の赤十字社と協力し、多くの人道的活動を展開しております。

地震や台風などの自然災害や航空機・列車事故等の交通災害などが発生すると、被災者を救護するため、直ちに医療救護班を現地に派遣しています。

三重県支部においても、今後の大規模災害の発生に備えて災害救護装備の強化を図り、また要員の訓練・救護ボランティアの育成に努め、迅速・的確な救護活動が展開できるよう進めています。

こうした活動は、活動資金や寄付金によって支えられており、5月の「赤十字会員増強運動」月間には、自治会にも会員募集活動への協力をお願いします。

(問い合わせ先：福祉政策課、または各総合支所市民福祉課 (福祉課))

(3) 公益社団法人三重県緑化推進協会 (「緑の募金」運動)

緑の募金は、国土緑化のシンボルとして長年にわたり森林整備をはじめ、環境緑化や緑化意識の啓発に大きな役割を果たしています。

三重県では、緑の募金法に基づき三重県から指定を受けた唯一の団体である公益社団法人三重県緑化推進協会が、緑の募金運動を実施するとともに、緑の募金を原資として、地域が大切に守り育てている巨樹古木等の樹木健康診断や地域住民が参加する森林の整備や環境緑化活動などに支援を行っています。

自治会には、秋の募金シーズン(9月~10月)にチラシの回覧と周知及び募金協力へのお願いをしています。

(問い合わせ先：都市政策課)

(4) 津市民生委員児童委員連合会

○民生委員・児童委員の概要

民生委員・児童委員は、社会福祉の協力者として、「高齢者福祉」「児童福祉」「母子福祉」「障がい者福祉」「生活保護」などの福祉のことについて、福祉事務所（市本庁舎及び各総合支所）や自治会などと連携を取りながら、定められた担当地域内で社会福祉の増進のために活動をしています。

なお、民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は他に漏れることはありません。

○主な活動

福祉の支援が必要な人の把握	支援が必要な人や、社会福祉のことで困っている人の実態を調査・把握します。
支援を必要とする人への相談、助言	地域住民の支援者として、日常生活の悩みや心配ごとの相談を受け、その解決に向けた手伝いをします。
福祉サービス利用に関する情報提供	一人でも多くの方が福祉のサービスを利用できるように、いろいろな福祉情報を提供します。
社会福祉施設などとの連携、支援	相談の内容によっては、その場で解決できない問題もありますが、そのときは、専門機関を紹介し、解決に向けた手伝いをします。
住民の福祉増進を図るための活動	住み慣れた地域で暮らしていけるように、自分たちでできる福祉サービスを提供します。また、住民やボランティアの助け合いの輪をひろげます。
地域の児童問題の把握	担当地域内で保護や支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の実態を調査し、その抱える問題を的確に把握します。

○主任児童委員の概要と主な活動

近年、少子化の進行や共働き家庭の一般化、児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が深刻化している中で、担当地区を設けず、児童福祉に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。

児童福祉関係機関と連携し、各児童委員の支援や協力を行ったり、関係行政機関等への連絡通報や意見の具申を行っています。

（問い合わせ先：津市大門7番15号

津センターパレス3階 津市社会福祉協議会内

電話：271-9880）

(5) 津市青少年育成市民会議

青少年が、心身ともに健やかに育ちゆくことを願い、関係機関・団体が緊密な連携のもとに結集して、市民総ぐるみによる青少年育成運動を展開することを目的としています。

地域の青少年育成組織と、津市自治会連合会をはじめこの会に賛同する団体等をもって組織が構成されています。

主な活動内容は以下のとおりです。

- ア 青少年育成高揚のための情報提供や、ネットワークづくりを進める活動
- イ 青少年育成のための家庭や地域の環境づくりを進める活動
- ウ 青少年の自主的活動を支援し、その人間形成を図るための活動
- エ 人と人の絆を大切にした地域づくりをすすめ、非行防止に努めるための活動
- オ 構成団体間の連携をはかり、主体的な育成運動推進のための活動
- カ その他、この会の目的達成のために必要な活動

(問い合わせ先：津市大門7番15号

津センターパレス2階 津市青少年センター内

電話：225-7172)

(6) 津市防犯協会

市民の防犯思想を高揚させるとともに、各種防犯活動を通じて安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としています。

本部及び津支部・津南支部で組織され、以下の事業を行っています。

- ア 防犯思想の普及・啓発に関すること
 - イ 防犯関係団体等の行う事業の支援・指導に関すること
 - ウ 警察署や防犯関係団体等との連絡協力に関すること
 - エ その他安全で安心なまちづくりの目的達成に必要なこと
- ※ 津市等から地域防犯活動の委託を受けている団体に対し、防犯パトロール用青色回転灯等の貸付を行っています。

(問い合わせ先：市民交流課)

4 関係規則等

(1) 津市自治会連合会規約

(名称)

第1条 この会は、津市自治会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を津市役所本庁舎内に置く。

(組織)

第3条 本会は、津市内各自治会連合会支部をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、津市内の自治会活動について互いに連携協議し、住民の福祉増進と自治会相互の親睦をはかり、市の発展と豊かな地域社会をつくることを目的とする。

(運営)

第5条 本会は、各支部代表2名をもって理事とし運営にあたる。ただし、理事は各支部の会長及び副会長1名をあてる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置き、総会において各支部の会長の中から互選する。

会長 1名

副会長 3名

会計 1名

幹事 3名

監事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の経理にあたる。

(4) 幹事は、本会の運営にあたる。

(5) 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補選役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 仕事が終了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、理事及び各支部代表2名をもって構成し、次に掲げる事項については、毎会計年度終了後開催する。

(1) 会務・事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の改正

(4) その他重要な事項

3 理事会は、総会の議決を要しない事項については、はかる。

4 役員会は、役員をもって構成し、会務の執行に関する事項については、はかる。

5 会議の議長は、会長がこれにあたる。

ただし、総会の議長は総会で指名する。

6 会議は、すべて過半数の出席をもって成立し、議事は出席者数の過半数をもって決する。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 規約の改正については、前項の規定にかかわらず、総会構成員の3分の2以上の同意を得て決する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(職員)

第11条 本会に、所要の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が役員会議の承認を得て配置する。

3 職員の報酬等は別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会議の定めるところによる。

(付則)

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規約は、平成20年4月24日から施行する。(第9条第2項改正による)

5 様式集

- (1) 自治会新設・分離・合併・名称変更届 (P 74)
- (2) 町自治会長の異動届 (P 75)
- (3) 町自治会交付金交付申請書 (P 76、77)
- (4) 集会所建築等補助金交付申請に係る事前届 (P 78)
- (5) 集会所建築等計画書 (P 79)
- (6) 津市自治会掲示板設置補助金交付申請に係る事前届 (P 80)
- (7) 掲示板利用計画書 (P 81)
- (8) 津市地域防災力強化推進補助金交付申請書 (P 82、83)
- (9) 避難所等建築物耐震診断事業補助金交付申請書 (P 84)
- (10) 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書 (P 85、86)
- (11) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金交付申請書 (P 87、88)
- (12) 津市防犯灯設置補助金交付申請書 (P 89、90)
- (13) 津市防犯カメラ設置補助金交付申請書 (P 91、92)

※ 自治会及び自治会長に係る届出は、津市自治会連合会の様式を掲載しており、非加入の自治会におかれましては、別途様式がありますので、地域連携課、または各総合支所地域振興課（生活課）までお問い合わせください。

令和 年 月 日

津市自治会連合会 支部会長 様
津 市 長 様

住 所 _____

団体名 _____自治会

会 長 _____

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

自治会 新設・分離・合併・名称変更 届

(※該当する部分に○を付けて下さい)

- 下記のとおり自治会を新設しましたので、関係書類を添えて届け出ます。
- 下記のとおり _____自治会を分離しましたので、関係書類を添えて届け出ます。
- _____自治会と _____自治会について、下記のとおり合併しましたので、関係書類を添えて届け出ます。
- 下記のとおり自治会の名称を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 自治会名 _____自治会 (旧 _____自治会)

2 設立等年月日 令和 年 月 日

3 理 由 _____

4 広報津等必要部数 全戸配布 () 部 回覧 () 枚
ポスター () 枚

5 添付書類

- ・(新設・分離・合併・名称変更) を決定した会議の議事録
- ・会則(規約) ※名称・区域・目的が明記されているもの
- ・事業計画書、予算書 (名称変更の場合を除く)
- ・役員名簿、会員名簿、区域図 (名称変更の場合を除く)
- ・自治会長異動届 (名称変更の場合を除く)

上記のとおり自治会の 新設・分離・合併・名称変更 (いずれかに○) について承認します。

(分離・合併の場合のみ記入)

団体名 _____自治会 会長 _____

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

(いずれの場合も記入)

団体名 _____地区自治会連合会 会長 _____

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

町自治会長の異動届

地区自治会連合会長記入欄

年 月 日

津市自治会連合会〇〇支部会長 様
津市長 様

_____地区自治会連合会長
氏名 _____

以下のとおり、町自治会長の異動がありましたので、報告いたします。

町自治会長記入欄

年 月 日

_____地区自治会連合会長 様

申 請 者 住所 津市 _____
(新自治会長)
氏名 _____

以下のとおり、自治会で自治会長を決定しましたので、報告いたします。

就任年月日	年 月 日
自治会名称	自治会
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 - 津市
生年月日	
電話番号	
広報津配達先	住所 津市
	氏名 (例) 副会長 〇〇宅/△△集会所

- ※ この異動届は地区自治会連合会長に提出してください。
- ※ 住所・氏名・電話番号は津市自治会長名簿に登載します。また、住民等からの問い合わせに関し、必要な範囲で情報提供することがあります。
- ※ 認可地縁団体の認可を受けている自治会の会長に異動があった場合は、この異動届の他に「告示事項変更届」等を津市役所に提出する必要があります。該当する場合は津市役所地域連携課（☎059-229-3110）または各総合支所地域振興課（生活課）まで御連絡ください。

受付印

年度 町自治会交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒 _____ - _____)

住 所 _____

自治会名 _____自治会

会 長 _____

電 話 _____

年度において自治会活動等を実施したいので、津市自治会等交付金交付規則第3条の規定により、町自治会交付金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

(1) 自治会活動事業

230 円 ×	加入世帯数	※ 年4月1日における町自治会加入世帯数	+ 15,000 円 =	Ⓐ _____ 円
	世帯			

(2) 広報配布事業

1,080 円 ×	広報配布対象件数	※ 年4月1日において配布の対象となる世帯及び事業所	=	Ⓒ _____ 円
	Ⓑ			

※ 広報等配布対象件数は、自治会において配布の対象とする世帯及び事業所数をいいます。
(1つの事業所に複数部を配布している場合は、部数に寄らず1件と数えます。)

(3) 交付申請額

Ⓐ + Ⓒ = _____ 円

2 自治会活動の目的及び効果

地域行事の実施、広報配布その他の町自治会活動に要する経費に充てることにより、自治会活動の推進及び住民福祉の増進を図るため。

3 関係書類

受付者欄

自治会活動等の実施計画概要及び収支予算書

別紙記載のとおり

年度自治会活動等の実施計画概要及び収支予算書					
町自治会活動事業	事業計画概要	地域の環境美化、安全確保、総会等会議の開催など、自治会における公益的活動 (その他、追記事項があれば以下へご記入ください)			
	収入		支出		
	項目	金額(円) (表面㊸の金額)	項目	金額(円)	交付金使用額(円)
	交付金 (町自治会活動事業)				
	※上記の交付金の使用先を右の支出欄にご記入ください。				
合計					
広報配布等協力事業	市及び関係機関の発行物の配布に関する協力 広報配布対象件数(表面㊹の数) _____ × 24回 (交付金(広報配布等協力事業) _____ 円(表面㊺の金額)) ※当該交付金の支出項目への充当は必要ありません。				

集会所建築等補助金交付申請に係る事前届

年 月 日

(宛先) 津 市 長

自治会名 _____

会 長 _____

電 話 _____

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

令和 年度において補助金の交付を申請したいので、次のとおりお届けします。

1 集会所の建築等の予定年月
令和 年 月

2 集会所の建築等の場所

津市 _____

3 建築等の区分

新築 増築 取得 改装・修繕

4 事業（工事）の内容

5 建築等の延べ面積

_____ m²

6 直近で集会所建築等補助金を活用して建築等を行った実績

有（ 年 月） ・ 無

7 添付書類

集会所の建築等に係る計画書、位置図、写真、見積書、設計図（配置図・平面図・立面図等）

8 備考

集会所建築等計画書

1 集会所の名称

2 集会所の所在地

3 集会所の構造

4 集会所等の規模

延床面積 m² 敷地面積 m²

5 自治会内の状況

(1) 他の集会所の保有状況

(2) 近隣の公共施設の状況 ※自治会の区域内で集会等に利用できる公共施設の状況

6 建築目的（具体的に）

.....

.....

7 利用計画（具体的に）

.....

.....

8 敷地所有関係（□に✓印をしてください）

自己（個人・共有） 借地（公・私）

→ 借地の場合、継続的に借用できる契約等の有無

有 無 ※市有地で毎年度行政財産の使用許可を

得ている場合は「有」としてしてください。

自治会掲示板設置補助金交付申請に係る事前届

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

自治会名
会 長
電 話

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

令和 年度において補助金の交付を申請したいので、次のとおり届けます。

- 1 掲示板設置の予定年月日
令和 年 月 日

- 2 掲示板の設置を行う場所

- 3 設置の区分
新設 取替え 基

- 4 備考

- 5 添付書類
 - (1) 掲示板利用計画書
 - (2) 掲示板の設置に係る位置図及び写真
 - (3) 掲示板の設置に係る仕様及び予定額が分かる書類

掲 示 板 利 用 計 画 書

1 自治会名

自治会

2 現在の自治会内の掲示板数

基

3 設置目的

.....

.....

.....

.....

4 自治会内に他の掲示板がある場合は、最寄りの掲示板

m

5 他の掲示板と近接する位置に掲示板を設置する理由（具体的に）

.....

.....

.....

.....

年度津市地域防災力強化推進補助金交付申請書

年 月 日

津 市 長

(〒)

住所(所在地) 津市

申請者 氏名(団体名)

(代表者の氏名) 会長

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電 話

(所属する自主防災会名)
自主防災会)

年度において、地域防災力強化推進事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市地域防災力強化推進補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助事業の目的及び効果

地域住民による自主防災活動を円滑に行うことを目的とし、防災用資機材等の整備及び、防災活動を適切に行うことにより、災害時における地域住民の安全と被害の軽減を図ることができる。

3 関係書類

(1) 事業計画概要及び収支予算書(裏面記載のとおり)

(2) 事業にかかる見積書(明細のわかるもの)の写し(別添のとおり)

※ 備蓄食料品又は備蓄飲料水を購入する場合は、賞味期限の分かるカタログ、製品ラベル等の写し

(3) 設置場所を示す見取図・設置許可書(承諾書)(整備する防災資機材等が土地の定着物である場合のみ、別添のとおり)

年度地域防災力強化推進事業の事業計画概要及び収支予算書

事業計画概要	区分	資機材名・活動内容等	数量	金額（円）	設置場所 ※土地の定着物である場合のみ
	購入・修繕・活動等				
	合 計				
	事業実施予定日		年 月 頃		
備考					
収 入 の 部			支 出 の 部		
項目及び内容	金 額	市 充 当 費 額	項目及び内容	金 額	市 充 当 費 額
市補助金	円	円	補助対象経費	円	円
自治会負担		0			
合 計			合 計		

別記様式（第6条関係）

年度避難所等建築物耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名

電話

津市避難所等建築物耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建築物の名称				
建築物の所在地		津市		
建築物の用途				
建築年月日				
建築物の構造				
建築物の規模		地上 階	地下 階	延べ床面積 m ²
耐震診断者	資格	(一級・二級・木造)建築士 登録番号()号		
	氏名			
	勤務先	事務所名		
		登録番号	()	知事登録第 号
		所在地		
電話番号	()	-		
耐震診断着手(予定)日		年 月 日		
耐震診断完了(予定)日		年 月 日		
補助申請額		円		

【添付書類】

- (1) 耐震診断に要する経費の見積書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

年度津市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書

年 月 日

津 市 長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

電 話

年度において、ブロック塀等撤去改修事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市ブロック塀等撤去改修事業補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、各種法令を遵守し、適正に事業を実施する旨、申し添えます。

1 交付申請額 _____ 円 (裏面 (ア)+(イ))

2 補助事業の目的及び効果

道路等に面するブロック塀等の地震に対する安全性の向上を図ることにより、地震に強いまちづくりにつながる。

3 関係書類

事業計画概要及び収支予算書

裏面記載のとおり

4 添付書類

(1) 付近見取図

(2) 撤去前のブロック塀等の配置図及び写真

(3) 改修に係るフェンス等の計画図面

(4) 工事に要する経費の見積書の写し

(5) 補助金代理請求及び受領予定届出書※

(6) その他市長が必要と認める書類

※ (3)については、改修の補助を受ける場合

※ (5)については、補助金の請求及び受領を工事施工業者に委任する予定の場合

年度津市ブロック塀等撤去改修事業の事業計画概要及び収支予算書						
事業 計 画 概 要	所在地		津市			
	撤去 工 事 概 要	種類	コンクリートブロック塀・石塀・レンガ塀 ・その他 ()		延長	m
		(a) 撤去工事に要する費用				円
		(b) 延長×1万円				円
		(ア)* = (a)又は(b)×1/2				円
	改修 工 事 概 要	延長	m (ブロック塀等を撤去した延長分に限る)			
		(c) 改修工事に要する費用				円
		(d) 延長×1万円				円
		(イ)* = (c)又は(d)×1/2				円
	交付申請額 = (ア) + (イ)					円
※・(a)、(b)又は(c)、(d)のいずれか少ない額により(ア)、(イ)を算出する ・(ア)、(イ)の額が10万円を超える場合は、10万円とする ・(ア)、(イ)の額の算出については、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする						
期予 間定	工事着手予定日		年 月 日			
	工事完了予定日		年 月 日			
収入の部			支出の部			
項目及び内容	金額	市費 充当額	項目及び内容	金額	市費 充当額	
	円	円		円	円	
自己資金			総工事費	(a)+(c)	(ア)+(イ)	
補助金	(ア)+(イ)	(ア)+(イ)				
合計	(a)+(c)	(ア)+(イ)	合計	(a)+(c)	(ア)+(イ)	

<対象ブロック塀等の所有権等を有する者が複数名いる場合>

ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書を提出するにあたり、所有権等を有する全ての者から、対象ブロック塀等を除却することについて同意を得ています。

申請者

<対象ブロック塀等の所有権等を有する者が申請者のみの場合>

私のみが所有権等を有していることに間違いありません。

申請者

第1号様式（第3条関係）

年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 自治会名

会長名

※自署する場合は、押印不要です。

電話番号

年度において、ごみ一時集積所設置等事業を実施したいので、津市補助金等
交付規則第3条の規定により、津市ごみ一時集積所設置等事業補助金の交付について、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助事業の目的及び効果

3 関係書類

- (1) 事業計画概要及び収支予算書(裏面記載のとおり)
- (2) 設置等工事の内訳が分かる見積書
- (3) 集積所を設置する付近の見取図
- (4) 現況写真
- (5) 集積所の形状、寸法、材質が分かる書類
- (6) 集積所の用地の権利者の承諾書

年度津市ごみ一時集積所設置等事業計画概要及び収支予算書								
事業 計画 概要	設置場所		津市					
	利用世帯数		約 世帯					
	集積所 本体	寸法	間口	m	奥行	m	高さ	m
		収容 容積	m ³					
		既製品 を購入 する場 合のみ 記入	メーカー					
	型番							
	商品名							
	見積金額		①	円(税込)		見積業者	①	
			②	円(税込)			②	
			③	円(税込)			③	
事業費 (見積金額計)		円(税込)		補助金額	円(千円未満切捨て)			
工事着手(発注) 予定日		令和 年 月 日 頃						
工事完了(設置) 予定日		令和 年 月 日 頃						
収入の部				支出の部				
項目及び内容	金額	市 充	当 費 額	項目及び内容	金額	市 充	当 費 額	
市の補助金	円		円	事業費	円		円	
自治会負担金額	円							
合計	円		円	合計	円		円	

令和 年度 津市防犯灯設置補助金交付申請書

令和 年 月 日

津 市 長

(〒 -)

住所 (所在地) 津市

申請者 氏名 (名称) 自治会

(代表者の氏名) 会長

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電 話

令和 年度において、防犯灯設置補助事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市防犯灯設置補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助事業の目的及び効果

防犯灯の設置により犯罪を防止し、明るく住みよい町づくりを推進するため。

3 提出書類

- (1) 事業計画概要及び収支予算書
- (2) 設置費見積書 (設置工事単価の明細がわかる見積書) の写し
- (3) 取り付ける器具のカタログの写し
- (4) 設置場所を示す地図 (申請箇所的位置及び電柱番号を図示した地図)

令和 年度 防犯灯設置補助事業の事業計画概要及び収支予算書						
事業計画概要	区分	機器等名 (品番型番等)	数量	金額 (円、税込)	設置場所	
	従来型					
	LED型					
	専用柱					
	合 計					
事業実施予定			令和 年 月 頃			
備考	内 訳					
	1基(本)あたりの金額(税込)		1基(本)あたりの補助金額(100円未満切捨) 従来型: 補助率1/2、上限10,000円 LED型: 補助率2/3、上限20,000円 専用柱: 補助率1/2、上限30,000円		数量	小計
	従来型	新設・取替	円	円 × 1/2 = 円	基	円
		新設・取替	円	円 × 1/2 = 円	基	円
	LED型	新設・取替	円	円 × 2/3 = 円	基	円
		新設・取替	円	円 × 2/3 = 円	基	円
		新設・取替	円	円 × 2/3 = 円	基	円
	専用柱	新設・取替	円	円 × 1/2 = 円	本	円
		新設・取替	円	円 × 1/2 = 円	本	円
	合 計					円
収入の部			支出の部			
項目及び内容	金額	市 費 充 当 額	項目及び内容	金額	市 費 充 当 額	
市補助金	円	円	防犯灯設置費	円	円	
自治会負担	円					
合 計	円	円	合 計	円	円	

第1号様式（第3条関係）

令和 年度津市防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ー ）

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電 話

令和 年度において、防犯カメラ設置補助事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市防犯カメラ設置補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助事業の目的及び効果

3 関係書類

- (1) 事業計画概要及び収支予算書
- (2) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し（内訳明記）
- (3) 防犯カメラの設置場所及びその撮影範囲を示した地図
- (4) 設置場所の写真
- (5) 防犯カメラの設置が地域で合意済みである証となる書類
- (6) 設置する場所の所有者の同意書の写し、道路占用許可書の写し
- (7) 撮影範囲に含まれることの同意書の写し
- (8) 防犯カメラ設置・運用規程
- (9) 管理責任者・操作取扱者の指定届
- (10) 防犯カメラ・録画機器の仕様がわかる書類の写し
- (11) 設置場所の許可等に係る書類

令和 年度津市防犯カメラ設置補助事業計画概要及び収支予算書

事業 計画 概要						
	収 入 の 部			支 出 の 部		
	項目及び内容	金 額	市費充当	項目及び内容	金 額	市費充当
		円	円		円	円
合 計			合 計			

発行日 令和4年6月
発行 津市自治会連合会・津市
編集 津市自治会連合会事務局
津市市民部地域連携課
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
☎059-229-3110